

部の主要施策

令和5年度末 達成状況

令和 6 年 7 月

生 駒 市

もくじ

市長公室	1
総務部	3
地域活力創生部	6
市民部	8
福祉健康部	10
建設部	12
都市整備部	14
上下水道部	17
教育子ども部	18
生涯学習部	20
消防本部	22
議会事務局	24

令和5年度 部の主要施策【市長公室】

<取組状況>
 A: 取組完了又は実施済み
 B: 取組を進めているが目標に達していない
 C: 着手できていない

部のミッション
トップマネジメントを支え、人とまちのポテンシャルを引き出し、good cycleを生み出す

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課	取組状況		
				区分	取組内容	未達成・未着手の理由
1	将来都市像実現に向けた施策・事業の創出促進と調整	総合計画に掲げる将来都市像「自分らしく輝けるステージ・生駒」の実現に向けて、「脱ベッドタウン」に寄与する施策や事業が創出されるよう、政策方針の浸透・徹底や次年度の事業ヒアリングにおける事業提案の促進をはじめ、部門間の課題調整、市民ニーズを踏まえた事業形成の側面支援を行う。	企画政策課	B	第6次総合計画第2期基本計画に基づく、次年度事業の立案に係る過程の見直しを行い、より施策間連携につながる取組を進めることができた。	各担当課に対する事業形成の支援までには至らなかった。
2	第6次総合計画第1期基本計画の進行管理及び次期計画の策定	・第6次総合計画第1期基本計画に掲げた指標、事業等について、総合計画審議会を開催して、各施策の目標である5年後のまちの実現に向けて進捗状況を検証し、公表する。 ・令和5年度末までに第2期基本計画を策定するため、部門間の調整や総合計画審議会での審議、パブリックコメントの実施など、必要な事務等を実施する。	企画政策課	A	第1期基本計画の総括を行い、第2期基本計画の策定につなげることができ、また第2期基本計画についても、総合計画審議会での審議、パブリックコメントの実施を経て、市議会に議案を提案し、議決を得ることができた。	
3	第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理	第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略について、まち・ひと・しごと創生総合戦略において有識者から進捗への意見を聴取した上で、行政経営会議において数値目標の達成状況を中心に進行管理を実施し、結果を公表する。	企画政策課	A	総合戦略会議を開催し、意見を聴取した上で、行政経営会議での決定を経て、報告書を市ホームページに公表することができた。	
4	市民実感度調査の実施	総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けた指標の動向を測り、施策推進の基礎資料とするため、市民実感度調査（簡易版）を実施する。	企画政策課	A	市民実感度調査（簡易版）を実施し、総合計画及び総合戦略に位置付けた指標を適切に管理することができた。	
5	効果的な市政情報・地域情報の発信	広報紙・ホームページ・SNSなど、各媒体を組み合わせることで効果的に情報を編集・発信する。LINEの機能改修を行い、より効果的な市政情報の配信と行政サービスの向上を目指す。	広報広聴課	A	・広報いこま「いこまち」を毎月発行。主要な施策は、特集記事にするなど特に紙面を割いて掲載した。 ・令和5年9月に市公式LINEをリニューアルし、友だちが約23,000人（R6.3.31）となった。配信する情報は広報担当で厳選し、市HPへの流入を促した。	
6	将来都市像の実現をサポートするプロモーションの実施	ポータルサイト「good cycle ikoma」を軸にした各種の情報発信と、「いこまち宣伝部」やマルシェをツールとした連続講座など交流促進事業の2軸で、地域への愛着と共感を醸成し、参画意欲や推奨意欲の拡大に努める。	広報広聴課	A	・いこまち宣伝部8・9期生25名と、いこまちマーケット部20名の運営。 ・まちの交流会「つどい」を年6回開催112人参加。 ・「good cycle ikoma」を月7.9回更新し、月平均約14,000PVと目標を大きく上回った。	
7	全庁的な広報力向上の支援	危機管理広報研修の開催や日々の業務を通じて全庁的な広報力の底上げを図る。	広報広聴課	A	令和4・5年度の新規管理職34名を対象に、危機管理広報研修を実施した。その他、広報原稿作成に関して約12課を対象に、各課担当者と意見交換や情報共有を行った。	
8	適切なパブリシティ活動の実施	記者会見の実施や市政に関する報道資料・地域情報の提供、ワイヤーサービスの活用など適切なパブリシティ活動を実施する。また、各所属に対して報道対応の後方支援を行う。	広報広聴課	A	10回の定例会見・1回の臨時記者会見の他、プレスリリースを年間258回行い、新聞にのべ178回掲載、テレビで66回放映された。	
9	職員の働きやすい風土づくり	面談・研修等を通じて組織の心理的安全性を高めるための対話を促すとともに、柔軟な働き方につながる制度等を整備することにより、VMVの浸透を互いに促進しあえる組織風土を醸成する。	人事課	A	時差出勤制度の見直しや子育て部分休暇の新設など柔軟な働き方につながる制度整備に取り組んだ。また、心理的安全性の向上に資するものとして、ハラスメント研修を理事者も含め全管理職対象に実施するとともに、職場環境の状況把握や改善を目的として全係長を対象とした面談を実施した。	
10	職員の成長やモチベーションの向上に寄与する任用・配置	多機能クラウド型人事情報システムを利用し、人事評価（目標達成度・職務行動評価）、適性診断結果を人事配置等に活用するとともに、職員の気付き・納得感につながる制度を導入する。	人事課	A	システムを活用し、人事評価（目標達成度・職務行動評価）等の適正な運用を行った。また新たに、部下が上司の日頃の職務行動を診断する上司モニタリング制度を導入した。	
11	一人一人の能力発揮につながる研修の実施	VMVの浸透、職員の能力・モチベーション向上を目的として、階層別研修や専門研修、派遣研修などを実施する。メンタルヘルス、法制関連の研修を引き続き実施するとともに、管理職を対象としたマネジメント研修、高齢職員の活躍に資する研修を新たに実施する。	人事課	A	VMVに沿った階層別研修に加え、課長を対象とするマネジメント研修や定年引上げ制度の開始に伴い60歳以上の職員を対象とする研修を新たに実施した。	

No	取組項目	具体的な取組内容	担当課	取組状況		
				区分	取組内容	未達成・未着手の理由
12	VMVに基づく行動のできる人材の採用	新卒、社会人、専門職採用に際しては、各課の状況を注視しながら、社会ニーズと市の方向性を踏まえて職種・分野を設定し、市のVMVにフィットした人物を採用する。また、障がい者採用と就労定着支援に取り組み、常時法定雇用率を達成する。	人事課	A	新卒23名、社会人20名の計43名を採用した。 社会人採用・専門職採用については、各部の意向調査を行うとともに市の重点推進事業等を踏まえて募集職種を設定し、選考から内定、入庁まで丁寧にフォローした。 障がい者採用については、ステップアップ制度による任用を開始し、人事評価と面接試験を経て8名を任期付職員として採用した。	

令和5年度 部の主要施策【総務部】

部のミッション	適正、公正、効率的で透明性の高い行政運営に努めるとともに、市民の生命及び財産を保護し、市民とともに安心安全なまちを創るため、防災体制の充実や地域の防犯防災力を向上させる。
---------	---

<取組状況> A: 取組完了又は実施済み B: 取組を進めているが目標に達していない C: 着手できていない

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課	取組状況		
				区分	取組内容	未達成・未着手の理由
1	オフィス改革	多様化する市民ニーズや社会環境の変化に応じていくため、より一層の部門間の連携や、多様な働き方が可能となるよう、機能的で快適な職場環境を整備するオフィス改革を進める。 令和5年度は、総務課をパイロットオフィスとしてモデル的に実施するとともに、関係部署と連携し、今後の取組方針、体制等の検討を進める。	総務課	A	R5.11.27から総務課においてパイロットオフィスを実施。固定席をなくし、空いている席に座るというフリーアドレスを係単位で実施するとともに、紙文書の整理等によりキャビネットを減らし、それによりできた空間にミーティングスペースを配置するなど、機能的で快適な職場環境を整備していくための取り組みを先行して実践した。	
2	市本庁舎防煙垂壁改修工事	庁舎には火災が発生したときに、一時的に建物内に煙が広がることを防ぐ役割を持つ防煙垂壁が設置されているが、年数の経過により老朽化している箇所がある。万が一の火災時においても来庁者や市職員等の安全を確保する必要があることから、老朽化している防煙垂壁の改修を行う。	総務課	A	R6.3.10 改修完了 ・1階 2か所 ・2階 2か所	
3	法令・条例等の適切な管理と運用	公正で開かれ、市民から信頼を得られる市政を推進するため、法令、条例等の適切な運用と環境整備を行う。 ・情報公開・個人情報保護制度の運用 ・条例マネジメントの導入による例規の管理	総務課	B	○情報公開・個人情報保護制度について適切な運用に努めた。 (令和5年度運用状況) ・情報公開開示請求 133件 ・個人情報開示請求 27件 ○条例マネジメントの導入による例規の管理については、マネジメントを実施するための仕組みの検討、条例等の制定に関する指針や条例の見直しに関する要綱の検討を行った。	条例マネジメントについては、他市の取組事例が限られる中で、事例調査とともに、対象範囲や基準の検討を進めている。
4	地震災害対処能力の強化・向上	大規模地震に対する本市の災害対処能力の強化・向上を図る。 ・災害対策本部における対処能力の改善・強化 ・避難所参集職員・担当職員研修会の実施 ・緊急初動部要員研修(訓練)の実施 ・災害対策本部訓練(地震災害)の実施	防災安全課	B	・避難所自動参集職員、担当職員対象現地研修(全避難所) ・7月31日緊急初動部要員研修会の開催 ・11月14日、17日職員参集訓練、緊急初動部訓練の実施	・対策本部訓練(地震災害)は1月～2月に実施を検討企画したが、能登半島地震の発生により、未実施となったため令和6年度に実施することとした。
5	災害対策本部室(大会議室)の指令室化	災害対策本部の運営を円滑にし、機能を強化するため、災害対策本部室となる大会議室にマルチディスプレイの設置や内装改修を行う。 ・12面マルチディスプレイの設置 ・壁面の張替えによる情報掲示可能な壁への改修	防災安全課	A	・11月:マルチディスプレイの設置 ・3月:壁面改修	
6	防災・危機管理に関する情報伝達環境の適切な管理	①同報系防災行政無線の屋外子局バッテリー交換(58箇所)の実施 ②全国瞬時警報システム(Jアラート)情報を公共施設の館内放送に接続し、自動起動で放送を行うシステムを拡張する 設置場所:生涯学習施設6施設、スポーツ施設6施設、私立幼稚園保育園10園程度	防災安全課	A	①11月交換完了。 ②Jアラート情報の公共施設自動起動放送システムの拡張全22施設(生涯学習施設6施設 スポーツ施設6施設 私立幼稚園・保育園10施設)	
7	国民保護計画の変更	国民保護法に基づく国民保護計画について、奈良県との協議を経て、最新の環境や体制等を反映した内容等に変更し、市議会に報告する。	防災安全課	A	令和5年3月29日国民保護協議会を開催し、内容の変更の承認。 令和5年6月議会で報告を実施した。	
8	生駒駅前自転車駐車場の拡充と利便性向上	生駒駅前周辺6箇所の自転車駐車場の運営を見直し、新たな指定管理者を募集し、決定する。 ・条例改正(対象施設の追加等) ・プロポーザルによる指定管理者の募集・決定 ・新施設の整備工事等	防災安全課	B	運営の見直しの方向性、新施設の選定、条例改正は予定通り年度内に完了した。	新施設の整備工事と新指定管理者の募集決定については、新施設の場所の選定等に時間を要したため、令和6年度に実施することとした。
9	プロポーザル方式の実施に関するガイドラインの見直し及びプロポーザル案件のデータ共有化	・制定後10年以上が経過したプロポーザル方式の実施に関するガイドラインの見直しを行う。 ・契約検査課でデータ蓄積しているプロポーザル等案件のデータを文書管理に掲載しデータの共有をはかる。	契約検査課	A	入札契約制度改善検討委員会を経て、生駒市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインの改正を行い、令和6年4月1日から運用するとともに、庁内でデータの共有を図った。	
10	随意契約の適正な運用の確保	・内部リスク低減につなげるため、各種契約の随意契約理由書の確認を徹底するとともに、随意契約(2号)のより適正な運用を図るため、入札参加意思確認型契約方式の試行運用を行う。	契約検査課	A	入札契約制度改善検討委員会を経て、生駒市参加意思確認型契約方式の実施に関するガイドラインを制定し、令和6年4月1日から本格運用することとした。	

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課	取組状況		
				区分	取組内容	未達成・未着手の理由
11	行政改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の行政改革大綱に代わる基本的な取組の方向性の検討、確定 ・ 「補助金制度に係る指針」の改定と予算策定時の補助金の検証 ・ 事務事業の廃止、効率化の枠組み検討と実施 	行政経営課	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行革大綱を見直し、総合計画第2期基本計画の第6章に位置付けるとともに、行動計画を年度方針による運用に変更した。 ・ 行政改革推進委員会からの提言を受け、令和5年5月に「補助金制度に関する指針」を改定し、令和5年6月に説明会を開催し指針の改定内容を周知した。 ・ 各課から提出された補助金シートを指針の観点から精査し、新年度予算査定で活用した。 ・ 職員を対象に業務改善調査を行い、89件の提案を受け、約7割の61件を対応・検討する方向性で整理し、職員にフィードバックした。 	
12	ファンリティマネジメントの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設所管課と連携し、生駒駅周辺の公共施設（教育支援施設、ららポート、コミュニティセンター、セラビーいこま、自転車駐車場等）の適正配置と効果的活用を検討する。 ・ 公共施設マネジメントシステムを活用した適正な公共施設の管理方法を検討する。 	行政経営課	B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生駒駅周辺の公共施設の再配置については、セイセイビルの1・2階について機能集約や移転に向け、令和6年度予算に設計・工事の経費を計上した。 ・ 奈良県、民間企業と連携し、廃止後の土地建物の活用方法について、検討を行った。 ・ 公共施設マネジメントシステムを活用し、施設カルテ情報を更新完了するとともに、適正に運用するため、施設所管課に対して説明会を実施した。 	・ 駅前の公共施設の再配置について、6年度も引き続き検討することとなったため。
13	歳入増につながる施策の創出・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附による収益増の取組 ・ ふるさと納税：新規ポータルサイトの運営、返礼品の充実、開発 ・ 企業版ふるさと納税：企業への提案・PR ・ 遺贈寄附の受け入れ体制の整備 	行政経営課	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふるさと生駒応援寄附は、新規ポータルサイトを1件、返礼品協力事業者を7件、新規返礼品を追加するとともに、市立小中学校を指定できる寄附と公共交通の寄附のメニューを追加してより多くの方に寄附していただく工夫をし、目標額を上回る約1億7千万円を受領することができた。 ・ 企業版ふるさと納税は、寄附実績のある企業へのPRとともに新規企業の開拓、HPの見せ方改善等を行った。昨年度より約1.6倍の約500万円の寄附を受領することができた。 ・ 遺贈寄附については検討している方について金融機関を通じて2件相談があった。 	
14	R4中期財政計画に示された財政指標等の達成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度経常収支比率 93.6% ・ 令和5年度実質公債費比率 3.1% ・ 令和5年度市債残高 14,576百万円 ・ 令和5年度実質収支額 16.3億円 	財政課	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度経常収支比率 92.4% ・ 令和5年度実質公債費比率 2.7% ・ 令和5年度市債残高 13,484百万円 ・ 令和5年度実質収支額 19.9億円（以上、見込み） 	
15	統一的な基準による地方公会計の整備	R4決算に基づく財務書類等の作成・公表（令和6年3月迄）	財政課	A	9月議会に一般会計等の財務書類を議会に提出するとともに、令和6年3月末に関係団体を含む連結財務書類等を公表した。	
16	令和6年度予算編成	<ul style="list-style-type: none"> ① 枠配分の手法や各種要求ルールを含む予算編成方針を令和5年10月に定める。 ② 過年度の決算や実績をベースに予算査定を行う。 ③ 基金繰入に過度に頼ることのない予算を編成し、健全な財政運営を図る。 	財政課	B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助金などの特定財源の確保に努めるとともに、特定目的基金も有効に活用し、市民の安全安心を確保することを優先に緊急性・必要性を精査して予算を編成した。 ・ 基金の繰入額は大幅に増になったが財政調整基金からの繰入は回避することができた。 	投資的経費や退職手当の増に対応するため、基金繰入額が大きくなった。

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課	取組状況		
				区分	取組内容	未達成・未着手の理由
17	統一地方選挙の執行	<p>選挙管理委員会を補佐し、適正な選挙の管理執行を行う。 (投票日) 奈良県知事及び奈良県議会議員選挙：4月9日 生駒市長及び生駒市議会議員選挙：4月23日</p> <ul style="list-style-type: none"> 市役所及び北コミュニティセンターISTAはばたきでの期日前投票所開設 市長及び市議会議員選挙立候補届出受付(4月16日) 	選挙管理委員会事務局	A	<p>投票所での新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を行うなど、適正な選挙の管理執行を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 期日前投票所開設期間 市役所 知事・県議 16日間 市長・市議 6日間 北コミ 知事・県議 5日間 市長・市議 6日間 立候補者数(前回実績) 市長 2名(2名) 市議 28名(35名) 投票率(前回実績) 知事 57.56%(48.74%) 県議 57.38%(48.67%) 市長 54.61%(50.40%) 市議 54.61%(50.40%) 選挙公報について掲載文の電磁的記録提出に対応 	
18	適正かつ的確な会計事務の実施	<p>会計事務の適正を維持し、内部リスク低減につなげるため、会計事務チェックリストの定着と充実を図るほか、職員個々の知識定着のため、電子決裁システムの運用を含めた財務会計事務に係る研修を実施する。</p>	会計課	A	<p>文書管理フォルダーに会計事務チェックリストを掲載し、活用を促すとともに、電子決裁の導入に伴う各種問い合わせ内容等を取りまとめ、その対応を適宜発信し、それと合わせてマニュアルの改訂を行った。また、適正な会計事務の充実を目指し、9月に幼保主任以上の職員を対象に研修を実施した。</p>	

令和5年度 部の主要施策【地域活力創生部】

＜取組状況＞
 A:取組完了又は実施済み
 B:取組を進めているが目標に達していない
 C:着手できていない

部のミッション 住み、学び、働き、来る人が「自分らしく輝けるステージ」にチャレンジするまちへ

No	取組項目	具体的な取組内容	担当課	取組状況		
				区分	取組内容	未達成・未着手の理由
1	【誰もが居場所と役割のあるコミュニティの形成】 ○複合型コミュニティづくりの推進	●身近な拠点に多様なサービス、人的交流を創出するコミュニティづくりに取り組む自治会等に対して支援する ・コミュニティづくりに取り組む自治会への助成 ・多様な世代を集めた地域でのWSの開催 ・コミュニティづくりに関わる新たな人材等の発掘、育成 ・移動販売等サービス導入支援事業の運用 ・14自治会で構成される(仮)まちのえきネットワークの運用 ・今年度市内12ヶ所程度でコミュニティづくりを進める。	地域コミュニティ推進課	A	当初予定の12か所で取り組みが実施できた。また、まちのえきネットワークも3月に開催し交流を深めたほか、目標に掲げたすべての取り組みが実施できた。移動販売支援ネットワークでは、仕組化でき、大手事業者を含め22事業者の登録を得て想定以上の立ち上げができた。	
2	【誰もが居場所と役割のあるコミュニティの形成】 ○地域未来人材育成事業の実施	●これからの本市のまちづくりを支える若者(高校生)をターゲットにまちづくりや社会貢献として活動に取り組む人材の発掘、育成を行い地域活動への参画を促す ・高校生を対象としたワークショップの開催 ・同事業OB OG、市民活動実践者、大学生等を対象にした地域メンターの育成 ・高校生によるプロジェクトの社会実装 ・市民活動創発プラットフォーム(B A S E生駒)等と連携した支援	地域コミュニティ推進課	A	3つのプロジェクトが実施され、その過程で高校生たちが、市民活動実践者らの伴走支援のもとプロジェクトを「つくる」難しさと達成感を学んでくれ「今後も継続したい」「新たなプロジェクトに挑戦したい」など事業効果を発揮することができた。	
3	【誰もが役割のあるコミュニティの形成】 ○地域・社会活動創出支援事業(まちサボいこま)の実施	●地域の課題や社会問題に、住民や事業者が主体的に取り組む公益活動を発掘、育成し社会実装するこうした活動に対して助成する。 ・公益活動アドバイザー会議等を通じての事業選考 ・社会課題解決コースと新たに設けた拠点型活動支援コース併せて5事業程度を目標に採択し、事業を支援する。 ・同事業の周知の強化及び財政的支援以外に、採択事業が円滑に広がりができるように伴走支援を行う。	市民活動推進センター	A	6事業を採択し支援を行った。本事業のモデル的な事業への支援を継続実施し、自立化に向けたさらなる成果を生み出すことができた。また、運用面の課題について事業内容の見直しなど運用改善策をまとめた。	
4	【誰もが役割のあるコミュニティの形成】 ○市民活動創発プラットフォーム(B A S E生駒)の運営	●様々な交流や学びを通じて市内外の多様な人材や事業者等と繋がりながら、新たな活動を生み出し実践に繋げる市民活動創発プラットフォーム(B A S E生駒)を運営する。 ・講座や交流会を開催し学びと実践をつなぐ場をつくる ・小さく始めることのできる経験の機会を創出する ・B A S E生駒の活動をHP等で見える化、広く周知し、多くの人との関わりを生み出す ・市内各課の「交流」「学び」事業と連携しB A S E生駒に繋げる ・B A S E生駒から生まれた活動を様々な出口支援につなげる	市民活動推進センター	A	交流会等22回のイベントを開催し、R4の17回を上回る開催となった。また、専用ホームページの開設、SDGs推進課や生涯学習課など他課との連携も実施できた。こうした活動を通じて、市民同士をつなげミュージックマルシェなどの継続的な活動を生むことができた。	
5	【行政のデジタル化推進】 ○庁内向け情報システム基盤の提供	●情報システム・ネットワーク・機器の適正な保守/管理、情報セキュリティ対策により、庁内に安定したICT基盤を提供する。また、基幹系システムの法的DXを推進する ・自治体情報システムの標準化・共通化(～R7) ・無停電電源装置の更新(～R6) ・個人番号系施策の推進、情報連携/安全管理措置 ・情報セキュリティポリシーに基づく各種対応、セキュリティ研修、情報セキュリティポリシーの更新	デジタル推進課	A	当初に掲げた予定どおりの取り組みが実施できた。	
6	【行政のデジタル化推進】 ○デジタルトランスフォーメーション(デジタル変革)の推進	●行政の情報化に関する総合的な企画・調整を通じて、本市のデジタル変革を推進する ・デジタル化に向けた横軸組織の運営 ・行政手続のオンライン化(申請受付システムの導入含む) ・DX人材の育成 ・官民データの活用推進 ・デジタルディバイド対応(スマホ教室等)	デジタル推進課	A	デジタル化推進会議を設置・運営した。行政手続きのオンライン化の基礎的な事項となる棚卸調査を実施し、デジタル化を進める手続きの母数を設定し具体的なターゲットを設定できた。また、国事業に採択された民間事業者とも連携しシニア層約450名にスマホ教室を実施した。	
7	【地域のデジタル化推進】 ○スマートシティの推進	●デジタル技術やデータを活用して地域の課題を解決し、市民の満足度を高め続けるまちづくりを推進するスマートシティ構想を策定し、それに基づく施策を検討・実施する。 ・スマートシティ構想の策定 ・市民の声を拾うことのできるデジタルプラットフォームの導入 ・庁内への理解醸成 ・LWC指標の活用に向けた管理職以上向けの研修	スマートシティ推進室	B	スマートシティ構想の策定にあたっては、タイトなスケジュールの中、コンセプトや内容の精査を行い現状と課題、将来像に則した内容で策定することができた。デジタルプラットフォームの導入、理解醸成の研修も実施できた。	LWC指標の活用に向けた管理職以上向けの研修については、市民実感度調査との同時実施となるため、R6年度に本研修を実施することになった。
8	【SDGsの推進】 ○SDGs推進のためのプラットフォーム活性化	●SDGs推進に向け、市民団体、事業者、教育機関等の多様な主体による自主的かつ連携した活動を促進する ・セクションワーキング(分科会)の設置・運用等を通じたSDGsアクションネットワークの活性化 ・SDG s 協創推進事業補助金によるモデル事業支援 ・市民参加型プロジェクトの定着	SDGs推進課	A	目標に掲げた内容は、実施することができた。また、市内事業者と高校生とがコラボしたクラフトコーラを開発し、無印良品での試験販売などの成果も出すことができた。	
9	【公民連携の推進】	●民間事業者等の知見やリソースを活用し地域課題・行政課題の解決につなげる「公民連携」を推進する ・公民連携に係る基本的な考え方及びアクションプラン等を明確化するための基本指針の策定 ・庁内外への情報発信等を通じた市職員の協創マインドの向上及び協創対話窓口の利用促進 ※協創対話レポートの発刊 ※公民連携ワークショップの継続 ・奈良先端大学をはじめ包括連携協定を活用した連携事業者等との各種事業推進	SDG s 推進課	A	基本指針を作成し、協創対話レポートも作成できた。協創対話窓口の運用については、業務フローが整備され、軌道に乗せることができた結果、R4の22件中9件の事業化に対し、R5は26件中、対話中も含め16件の事業化検討となった。連携協定についても、新たに近鉄HDと包括連携協定を締結するなど締結・推進を図ることができた。	

No	取組項目	具体的な取組内容	担当課	取組状況		
				区分	取組内容	未達成・未着手の理由
10	【低炭素まちづくりの推進】 ○ゼロカーボンシティの推進	●2050年カーボンニュートラルの達成に向け、国が推進する脱炭素先行地域づくり事業を活用し、公共施設及び既存住宅地の脱炭素化を推進する。 ・いこま市民パワーの電源となる太陽光発電の普及・拡大に向けた具体的検討を推進 ・複合型コミュニティづくりを通じた地域住民への情報発信・共有により、環境にやさしいライフスタイルへの意識・行動変容を促進 ・自然エネルギー等活用補助の実施	SDGs推進課	A	公共施設及び既存住宅地の脱炭素化モデルとして脱炭素先行地域づくり事業に採択され、市民パワーの電源拡大、複合型コミュニティとの連携による事業実施が可能となった。また、自然エネルギー等補助、省エネ家電等買替促進事業を実施し自然エネルギーと省エネ促進に努めた。	
11	【低炭素まちづくりの推進】 ○いこま市民パワーの運営支援	●いこま市民パワーとより緊密に連携し、事業への支援、指導を行う。 ・適切な訴訟対応、供給拡大（家庭供給の増加）、電源確保（卒FIT電気の買取拡大、新バイオマス電源の整備サポート等）、コミュニティサービスの拡大、安定した運営体制の構築	SDGs推進課	B	訴訟対応では顧問弁護士と協議しながら対応を行うとともに、コミュニティサービスの拡大・展開ではオンラインショップを活用した取組や郵便局と連携したOKIPPAの拡大検討を行い令和6年度に事業化する道筋をつけた。また、新バイオマス電源についても市事業や施設から排出される木質廃棄物を活用できるよう調整し、令和6年度から実施予定となった。	供給拡大については、電力を取り巻く環境は落ち着いた状況であったが、計画通りに進めることができなかった。
12	【地産地消の推進】	○遊休農地活用事業や新規農業参入者の誘致などを通じて遊休農地の解消を図る。 ◆目標：10a（上半期：5a、下半期：5a） ◆目標：新規就農者2名以上（個人及び法人） ○農業以外のことを続けながら自給的農業を始めたい半農半Xへのチャレンジを支援し、農地保全に繋がる就農者を幅広く発掘・育成し、多様な担い手による持続可能な農業を目指す。（希望にあった農園の紹介、栽培指導、共同畑の運営・維持管理） ○生産者と消費者の結び付け強化に向けたいこまレストランを3回開催する。（飲食店や催事での生産者の食材を使った試食会の実施など） ○移動販売や農業市などの開催促進と市民への情報提供の強化（地域コミュニティ課移動販売NTとの連携）	農林課 農業委員会	A	遊休農地活用事業、新規就農者誘致など両事業合わせて15aと10a以上増を達成した。また、令和6年度当初に新規就農できる見込みの新規就農者を誘致した。半農半X推進事業（いこまファーマーズスクール）は、2,3期生30組に対し支援し、卒業生を1組以上誘致する目標に対して3組を農家研修に誘致できた。いこまレストラン開催は、年3回開催し、移動販売や農業市では、SNSでの頻繁な発信、生駒産ロゴマークの制定、全自治会長に移動販売の文書を郵送し、回覧するなど周知に努めた。	
13	【森林環境の保全と活用】	●過年度に実施した竹林、人工林の種類や管理状況等の現地調査に基づき、令和4年度に続いて「生駒市森林整備方針のあり方についての懇話会」を3回開催し、整備方針を決める。 ・危険木の伐倒2ヶ所実施する。	農林課	A	「生駒市森林整備方針のあり方についての懇話会」を3回開催し、整備方針を定めた。危険木の伐倒2ヶ所に対して、3ヶ所実施した。	
14	【生駒市版エコノミックガーデニング「EGいこま」の推進】	○地域経済を支える中小企業の活性化に向け、産学公民金ネットワークを形成し、変革と挑戦に取り組む事業者の発掘・育成を行う ・会議所と連携しEG推進事業の実施（EG推進補助金） ・企業立地促進条例の改定準備（R6年度改定目指す）の実施 ・サテライトオフィス開設補助事業の実施（サテライトオフィス補助金） ・IKOMA LOCAL BUSINESS HUB事業の実施 いこま経営塾、営業塾、旧ILBHを引継ぎ、市内外から創業・第2創業・副業の事業者を募る ・魅力ある個店創出事業の実施（商業・住宅エリア補助金） おちやせんの運営見直し ・イコマド（指定管理者）との連携を促進、市内事業者の支援の充実に図る。	商工観光課	B	EG補助金は予定どおり実施できた。ILBHは想定した受講者数を超える130名の参加があり、プラン編、アクション編も前年度実績を超える創業予定者及び伴走支援者（20名）、既存事業者（19名）の参加を得た。おちやせん・ベルステージについて問題や課題を整理し庁内検討に着手した。イコマドとの連携では、セミナーを継続的に開催するなどし月額会員の増加につなげることができた。	以下の3事業については、一部未達となった。 ・サテライトオフィス開設補助事業を実施した。目標2社だったが結果は0社だった。 ・商業エリア補助金 目標3事業者の内2事業者が開業できた。 ・住宅エリア補助金 目標2事業者の内1事業者が開業できた。
15	【商工観光ビジョンの改定】	●現行ビジョン（H29年度下半期～R4年度）が終期を迎えることから、現行ビジョンに基づいて推進してきた商工観光施策の検証と課題を踏まえるとともに、事業者や市民ニーズを把握し、R5年度以降の5年間の指針となるよう、ビジョンを改定し、ビジョンに掲げる目標実現に向けて取り組むために実施する (1) 4月～5月 委託業者の決定 (2) 6～8月 懇話会の開催 成案化 (3) 9月 パブコメ前報告 (4) 10月 パブリックコメントの実施 (5) 11月 ビジョン完成 (6) 12月 議会報告 (7) 1月～3月 普及業務	商工観光課 観光振興室	A	商工観光ビジョンは、当初予定どおりのスケジュールで策定できた。また、ビジョン普及のためシンポジウム実施とホームページや動画を作成した。シンポジウムは86名の参加があり、ビジョンの考え方や取り組み内容を参加した事業者や市民と共有した。	
16	【生駒らしい観光の推進】	●観光需要の増加の好機を活かすため、本市固有の資源である生駒山のブランド化をさらに推進するとともに、これまで開発してきた体験プログラム等を活用し、市内の周遊滞在及び観光消費を促す ・着地型観光体験プログラムの拡充 ・生駒山の新たな魅力の発掘と認知度向上のための情報発信強化 ・近畿日本鉄道の観光エリアキャンペーンと連携した周遊滞在及び観光消費の促進 ・くろんど池等の観光資源を中心とした高山地区の賑わいの創出 ・東大阪市や交野市、日本航空等の他団体と連携したテーマ型観光の推進 ・旅行会社等へのセールス活動	観光振興室	B	「いこまやまいこ」のエリアキャンペーンと連動した「たけまるくんといこまめぐり」では、市外来訪者のアンケートを1000名以上集め、市内店舗への需要創出につなげることができた。高山地区の賑わいの創出では「茶釜ブランド」事業を実施し、プロモーション動画を作成した。旅行会社等とは、前記の事業の中で、海外の旅行代理店や国内のインバウンドに絞った旅行会社から、評価を得た。	交野市、日本航空等の他団体と連携したテーマ型観光としては、アド近鉄社や近鉄グループネットワークと共に、ニュージーランドやオーストラリアを対象とした、生駒山の魅力を伝えるCM作成事業を検討したが、国補助事業が不採択となり具体化しなかった。
17	【電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業の実施】	価格高騰対策を実施するため、国の交付金の配分があった場合に、必要な事業を検討・実施する。 【以下は現時点の想定】 ●飲食・物販店等営業支援事業 ●貸切バス事業者支援事業	商工観光課 観光振興室 ほか	A	当初予定していた2事業を予定どおり実施したのに加え、「生駒市賃上げ促進給付金事業」を同趣旨の県事業に上乘せする形で実施し、市内で1200人の従業員の賃上げを支援し、事業費も全て執行することができた。	

令和5年度 部の主要施策【市民部】

＜取組状況＞
 A: 取組完了又は実施済み
 B: 取組を進めているが目標に達していない
 C: 着手できていない

部のミッション		安心・安全な暮らしを市民とともに育む				
No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課	取組状況		
				区分	取組内容	未達成・未着手の理由
1	マイナンバー制度に伴う業務の実施	・マイナンバー制度に適切に対応するとともに、マイナンバーカードの交付率を増加させる。 カード交付率 79% 目標枚数：5,000枚/年	市民課	A	・R6.3末時点で11,254枚交付済み カード交付率85.3%	
2	証明書等のコンビニ交付の推進	・コンビニ交付件数の割合を増加させる。 年間利用率(コンビニ交付可能な交付総通数に対するコンビニ交付通数)を年度末までに55%にする。	市民課	A	・コンビニ交付可能な証明書のうちコンビニ交付を利用して発行されたものの割合がR6.3末で56.6%	
3	デジタル社会の構築に向けた取組	・戸籍における氏名の読みかきの法制化(戸籍法改正)に対応するため、本市における戸籍情報システムの改修を年度内に行う。 ・紙媒体で管理している「住居表示台帳」を令和5年度において電算化することにより、検索や新規付番等の事務を迅速化し、市民サービスの向上を目指す。	市民課	A	・戸籍システムを改修し、戸籍の情報連携及び広域交付を令和6年3月から開始した。 また、住居表示台帳の電算化については令和6年3月に住居表示システムの導入を完了し、令和6年度から住居表示事務の効率化を図れることとなった。	
4	適正・公平な各税目の賦課	・市民税・固定資産税について、税務調査を実施し、適正に課税する。 市民税の未申告調査等：1,600件 固定資産税の新築・増築家屋等調査：350戸 償却資産の未申告調査：120件 地籍調査に基づき行う更正事務 (R3調査区域：中菜畑2丁目および東菜畑2丁目の一部区域) A=0.13km ²	課税課	B	・市民税の未申告等調査 2,144件 ・固定資産税の新築・増築家屋等調査：452戸 ・償却資産の未申告調査：180件 ・地籍調査に伴う更正事務：年度内未着手	地籍調査の完了に伴う法務局側の登記事務処理が予定より遅れたことにより、年度内に課税地積及び評価額等の更正を行うことができなかった。
5	市税現年課税分の徴収率の維持	納期内納付の推進とともに、猶予制度の適切な活用と納付意思が確認できない滞納者の早期調査や差押えを行い、市税現年課税分の徴収率を確保する。 市税現年課税分徴収率：96.27%(令和6年3月)	収税課	A	・市税現年課税分徴収率 96.61%(令和6年3月)	
6	市税滞納繰越分の税収の確保	滞納者調査の徹底や換価可能財産の把握、差押えの強化等により市税滞納繰越分の徴収率を確保する。 市税滞納繰越分徴収率 11.63%(令和6年3月)	収税課	A	・市税滞納繰越分徴収率 13.27%(令和6年3月)	
7	多文化共生事業の推進	奈良先端大や市民・市民団体と連携して「いこま国際Friendshipフェスタ」を開催するとともに、多文化理解に関する講座や学校園への出前授業を企画する。また、コロナ禍で中止していた日本語教室の再開等、生活者としての外国人を支援する環境づくりを推進する。	人権施策課	A	・いこま国際Friendshipフェスタ 延べ1,000人超参加 ・ユネスコスクール加盟を目指す生駒小学校において「世界遺産から学ぶ多文化共生」講座開催 ・俵口小学校において「食のマークから学ぶ多文化共生」講座開催 ・外国ルーツの親子のための小学校入学前説明会・体験会開催 ・日本語教室(2会場)の再開(6月～、36回開催)	
8	人権文化センター及び児童館の利用拡大	・人権文化センター、別館及び児童館での主体事業を定期的実施し利用拡大を図る。 人権文化センター 年間事業回数 100回 児童館 年間事業回数 20回	人権施策課(人権文化センター)	A	人権文化センター：103回 児童館：24回	
9	男女共同参画の推進	・令和6年度末に満了する男女共同参画行動計画の改定に着手するとともに、男女共同参画意識の向上を図るため、各種講座や研修会等を開催する。 また、市の附属機関等への女性委員の参加を促進する。 講座等の開催数 20回 附属機関等の女性委員の割合 39.0%	人権施策課(男女共同参画プラザ)	B	・男女共同参画行動計画策定の参考とすべく、市民や中学生、事業者等の意識調査を実施した。 ・講座等の開催数 20回 ・附属機関等の女性委員割合 35.0%	審議会等における女性委員の参画拡大について、各所属長宛に男女比率のバランスが図られるよう通知しているが、審議に必要な専門分野に女性が所属していない等の理由により選任されない場合があった。
10	清掃センター基幹的設備改良事業の実施	・令和4年度から令和6年度の間で実施する清掃センター基幹的設備改良事業について、令和5年度は、2系統ある焼却設備のうち、1系側の設備等の更新工事を実施する。	環境保全課	A	清掃センター基幹的設備改良事業について、1系側の設備等の更新工事を完了した。	
11	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の施策の実施	・計画に示された5R実践の啓発、環境教育の開催、誰もがごみを排出しやすい環境づくり等の施策を実施する。	環境保全課	A	・5Rを推進するため「こども5Rアドバイザー学習授業」を市内9つの小学校で実施。 ・環境教育は、サマーセミナーや市内団体の活動の場を活用し職員が説明を実施。(年間5回開催) ・R5年度から集団資源回収で新たに金属を補助の対象とし、ごみ出しの機会を増やしながらかリサイクルを推進。	

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課	取組状況		
				区分	取組内容	未達成・未着手の理由
12	廃棄物の適正処理（スプレー缶・カセットボンベ等適正処理事業）	増え続ける未使用のスプレー缶やカセットボンベ等を適正に処理していくため、処理装置を導入することで、処理作業の安全性や効率を向上させ、より適正な廃棄物処理につなげる。	環境保全課 (清掃リレーセンター)	A	・処理機器の導入に際しては、令和5年9月に参加意思確認手続による業者公募の後、同年11月から機器を導入済。 R5.11からR6.3分の実績820kg	
13	歩きたばこ及び路上喫煙の禁止に伴う啓発・対策事業	・歩きたばこや路上喫煙の禁止に伴う啓発活動を継続するとともに、生駒駅前指定喫煙場所においては、現在の開放型喫煙所の問題点を解消するため、周辺環境に配慮した閉鎖型の喫煙所を新たに設置し、現在の喫煙可能箇所を閉鎖・撤去する。	環境保全課	B	・年度内完成は達成が出来なかったが令和6年7月に生駒駅南口に閉鎖型喫煙所を開設するため、事業発注済み。 ・生駒駅北口の既存喫煙所はパーテーション等を改善の上、民間管理の指定喫煙所として状況を観察することで存続予定。	閉鎖型喫煙所開設の遅れについては、生駒駅周辺における設置位置について関係機関との協議・調整に想定以上の時間を要したことによるもの。

令和5年度 部の主要施策【福祉健康部】

<取組状況>
 A:取組完了又は実施済み
 B:取組を進めているが目標に達していない
 C:着手できていない

部のミッション		健康寿命の延伸が叶う環境をともに創ります			取組状況		
No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課	取組内容			
				区分	取組内容	未達成・未着手の理由	
1	高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定	老人福祉法第20条の8に基づく「高齢者保健福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定する。	福祉政策課 地域包括ケア推進課 介護保険課 地域医療課	A	令和6年3月1日付けで策定済み。		
2	重層的支援体制整備事業	一つの世帯に複数の課題が存在している状態や世帯全体が孤立している状態など、住民が抱える課題が複雑化・複合化の中で包括的な支援体制を円滑に構築・実践する。	福祉政策課	A	令和5年4月から毎月重層的支援会議を開催し参加支援や地域づくり等について情報共有や検討を実施した。令和5年6月から市内23カ所のでいこまる相談窓口を開設、支援者支援と合わせ相談体制を構築した。		
3	災害時要援護者避難支援プランの改定	令和3年5月に改正された災害対策基本法で「個別避難計画」の策定が努力義務化されたことに伴い、災害時要援護者避難支援プラン(H22策定)の改定及び事業の見直しを行う。	福祉政策課 防災安全課 障がい福祉課	A	災害時要援護者避難支援プラン策定委員会を開催し学識経験者や自治会、民生委員、福祉関係団体等の方々に意見を求めプラン改定及び事業の見直しを実施した。		
4	第7期生駒市障がい者福祉計画の策定	障害者基本法第11条第3項に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定する。	障がい福祉課	A	各種アンケート調査や障がい者地域自立支援協議会での意見聴取、パブリックコメント等により市民ニーズを反映させながら策定を行った。協議会については2名の委員増員を行い、より多様な分野に関する意見を反映できるように努めた。		
5	手話通訳者の配置	障害者総合支援法第77条第6項に基づく地域生活支援事業の意思疎通支援として、障がい福祉課に手話通訳者を配置する。	障がい福祉課	A	令和5年9月に障がい福祉課に手話通訳者を配置し、窓口での意思疎通支援や障がい者理解の広報・啓発に取り組んだほか、令和6年2月には市職員向けに手話言語の普及等に関する研修会を開催し、職員の理解促進や窓口等における対応力向上を図った。		
6	生活保護の被保護者の自立支援の実施	生活保護者の自立に向け、個々の生活保護者の状況や自立阻害要因に対応した被保護者就労支援事業をハローワークと連携して取り組む。 就労支援対象者 20人 自立支援達成者 8人	生活支援課	A	被保護者の就労支援事業を実施し、ハローワーク等と連携して生活保護者の自立を促進した。 就労支援対象者 25人 自立支援達成者 12人		
7	生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施	自立相談支援事業を社会福祉協議会に委託し、家計相談支援事業と連携した事業の充実を図る。 自立相談件数 150件 経済的に困っている世帯の子どもの学習支援を市内3箇所及び進学支援型1箇所の教室を週1回開催する。 登録者数 居場所型 35人 進学支援型 7人 就労準備支援事業を社会福祉協議会及び業者に委託し、就労準備の基礎能力の形成について支援する。 4人	生活支援課	A	生活困窮者自立支援法に基づく各事業を実施し、生活困窮者の自立の支援に努めた。 ・自立相談支援事業 自立相談件数 182件 ・学習支援事業 登録者数 居場所型 46人 進学支援型 7人 ・就労準備支援事業 新規支援者 0人 継続支援者 6人		
8	ケアリンピック生駒(第5回)の開催	地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、医療・介護従事者が我がごととして新たな専門職の人材確保・市外への流出防止に取り組む機会とする。 将来を担う子供たちや子育て中の主婦層、元気高齢者等、地域住民や学校関係者も含めて、新たな人材確保に向けた情報発信や啓発を実施する。	地域包括ケア推進課 介護保険課 地域医療課	A	介護人材確保につながる取組として、ケアリンピック生駒として、冊子「NEWLIFE」の作成や、定着支援研修のほか、10事業を実施。ケアリンピック生駒当日イベントとしては、生駒地区医師会との共催による市民公開健康講座のほか、2年に1度実施する「生駒市介護職員等永年従事者表彰式(市内事業所に通算15年以上従事された者)」などを完了。 対象者43名		
9	総合事業(介護予防・生活支援サービス・一般介護予防事業)の拡充	週1回の通いの場(いきいき百歳体操)について、介護予防生活支援サービスの受け皿として定期的に実施するとともに拠点を増加する。 10箇所増加	地域包括ケア推進課	B	いきいき百歳体操の新規立ち上げは5件と目標に達しなかったが、拡充を図ることができた。	平成24年度からいきいき百歳体操グループ立ち上げ支援を継続しているが、新型コロナウイルスの影響によりグループ立ち上げの広報活動が困難な時期が続いたため、新規立ち上げ件数が伸びなかった。	

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課	取組状況		
				区分	取組内容	未達成・未着手の理由
10	認知症施策の推進	認知症の人ができる限り地域で自分らしく暮らし続けることができる環境づくりとして、認知症サポーター養成講座及び認知症支援隊の拡充を図る。	地域包括ケア推進課	A	認知症サポーター養成講座の受講者は1,424人。認知症支援隊は新規で13人が登録されるとともに、その活動として利用者が22人、支援回数975回となり、前年度に比べ伸びており、認知症に対する理解を充実させることができた。	
11	第8期介護保険事業計画施設整備計画の推進	第8期介護保険事業計画に基づき、令和5年度内の開設をめざし、認知症対応型共同生活介護事業所の整備について、補助及び事業所指定を行う。	介護保険課	A	整備完了 令和6年3月1日開設済 補助金支給、事業所指定も完了	
12	介護に関する入門的研修の開催	介護人材確保対策の一環として、介護未経験者に対し、基本的な知識を身に付けてもらうための入門的研修（21時間）を開催。研修修了者へは介護事業所等とのマッチング等を行い、介護人材不足の緩和を図る。	介護保険課	A	令和5年12月2日から12月16日までの土曜日、専門の外部講師を招聘し、研修を実施。最終日には介護事業所とのマッチングを行い、市民約40名が参加し完了。	
13	第2期自殺対策推進計画の策定	自殺対策基本法第13条第2項に基づき第2期生駒市自殺対策推進計画を策定する。	健康課	A	令和6年3月1日付けで策定済み。	
14	産後ケア事業の充実	産後ケア施設による支援を希望する者が支援を受けやすい体制の整備に向け、受託機関を7か所（令和4年度末）から10か所に拡大する。また、利用者負担金減免制度を導入し、利用しやすい環境を整える	健康課	A	委託機関は令和6年3月末現在、15か所に拡大。利用者負担金減免制度を導入し、利用しやすい環境を整えた。	
15	新型コロナウイルスワクチン接種事業	新型コロナウイルスの重症化予防を図るため、国、県、医療機関等の関係機関と連携を強化するとともに、体制整備を行い、接種を希望する市民への接種を円滑に実施する。	健康課	A	65歳以上を対象とした令和5年春開始接種（5/8～9/19）と、すべての人を対象とした令和5年秋開始接種（9/20～3/31）を実施。集団接種会場の運営と約40医療機関と連携した個別接種の実施により、円滑な接種事業を実現した。	
16	医療・介護連携の推進	市内の医療・介護に関する関係機関の相互連携・協働体制を強化するため、多職種による関連施策等の協議、検討し取り組む。 ・医療介護連携ネットワーク協議会 1回 ・在宅医療介護推進部会 3回 ・認知症部会 3回 入退院調整マニュアル運用後評価に係る調査 1回 多職種連携研修会 3回 ACPの普及啓発（市民フォーラム開催、エンディングノート作成） 在宅医療・介護連携に係る相談窓口の運営	地域医療課 地域包括ケア推進課	A	・医療介護連携ネットワーク協議会 1回 ・在宅医療介護推進部会 3回 ・認知症対策部会 4回開催 ・入退院調整マニュアル運用後評価に係る調査 1回実施 ・市民フォーラム2回開催 ・多職種連携研修会 11回開催 ・エンディングノート等作成WG 4回 在宅医療・介護連携に係る相談窓口の運営	
17	市立病院の適切な管理運営	令和5年度事業計画に基づき、病院事業を推進するとともに、生駒市病院事業計画の検証を行う。また、公立病院経営強化プランを策定し持続可能な地域医療提供体制の確保に向けた経営強化の取組みを検討する。 ・実施状況調査（前年度期末、今年度中間期）2回 ・市立病院管理運営協議会 3回 ・病院事業推進委員会 3回	地域医療課	A	令和5年度事業計画に基づき、病院事業を推進した。また、病院事業推進委員会への諮問・答申を経て、公立病院経営強化プランを策定した。 ・実施状況調査（前年度期末、今年度中間期）2回 ・市立病院管理運営協議会 3回 ・病院事業推進委員会 3回	
18	データヘルス計画の策定	奈良県や国保連合会と密に連携をし、支援を受けながら、第2期計画の進捗状況を確認し、抽出した課題と直近5年間の医療データ等の分析内容を反映した第3期計画を策定する。 ※医療データ等の分析を基にした課題解決のための事業を医療専門家等の意見を聞いて策定するためパブリックコメントは実施しない。	国保医療課	A	年度当初にプロポーザルによる業者選定を実施し、医療データの分析や数回の県や国保連合会等の支援会議等を経て、3月末までに第3期計画を策定	
19	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	令和2年4月1日施行の「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法」等の一部改正を受け、令和4年度下半期からモデル的に実施した後期高齢者を対象とした保健事業を、今年度からは奈良県後期高齢者医療広域連合と委託契約を締結し、開始する。	国保医療課	A	事業実施に係る基本的な方針や事業計画を基に広域連合と委託契約を締結し、他課と連携したハイリスクアプローチや地域の既存のサロン等を活用した事業を予定通り実施した。	
20	国保被保険者の特定健康診査及び後期高齢者の健康診査の無償化	今年度から実施する健診にかかる自己負担金の無償化について、受診勧奨の一助となるよう関係機関や対象者へ周知し、受診率の向上を図る。	国保医療課	A	国保被保険者特定健診、後期高齢者健康診査ともに無償化を実施し、受診率の向上につながった。特定健診=R4：34.6%、R5見込：35.1% 高齢者健診=R4：29.5%、R5見込：34.4%	

令和5年度 部の主要施策【建設部】

＜取組状況＞
 A:取組完了又は実施済み
 B:取組を進めているが目標に達していない
 C:着手できていない

部のミッション	人と車が安心して暮らせる街を、市民とともに作り守っていく。
---------	-------------------------------

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課	取組状況		
				区分	取組内容	未達成・未着手の理由
1	阪奈道路辻町ICの整備促進	前年度に事業継続が承認された生駒市案を基に、周辺住民との合意形成を図り、奈良県による事業を支援する。	事業計画課	A	奈良県とともに、地元説明会をR5.7.6とR6.3.27の2回開催し、地元の合意形成に務めた。	
2	国道163号バイパス生駒区間の整備促進	令和4年度に引き続き、163号整備促進期成同盟会の幹事市として、他の2市1町とともに国への要望を行う。また、生駒区間の整備促進を促すため、浪速国道事務所との連携調整を行う。	事業計画課	A	8.10に3市1町による期成同盟会の委員会を開催し、11.6に整備局、11.13に国土交通省及び財務省への要望活動を実施した。また、浪速国道事務所と連携し、清滝生駒道路工事現場見学会を12.16に実施し、地域住民に事業概要の浸透をはかった。	
3	バリアフリー基本構想に基づく南生駒駅周辺整備、及び東生駒駅のバリアフリー化	・特定事業計画に基づく跨線橋歩道橋の詳細設計を進めるとともに、駅周辺の整備を進めるため奈良県との協議を重ね具現化していく。 ・東生駒駅のバリアフリー化の実現に向け、近鉄との連携調整を進める。	事業計画課	B	・R5、6の2か年事業である跨線橋歩道橋詳細設計業務の契約を締結し、事業に着手した。	・南生駒駅跨線橋歩道橋の整備に関しては、まだ様々な課題があり、次年度も引き続き課題の解決に向け関係者間での協議・調整が必要な状況にある。 ・東生駒駅のバリアフリー化については、近鉄との連携による調整を行っているが、事業化に向けた具体的な調整には至っていない。
4	市内路線バスの再編・利用促進施策の実施	コロナ禍の影響を受けている奈良交通の路線バスの利用促進を図るため、地域・事象者との協議を行い、促進事業を実施し持続可能な地域交通を目指す。	事業計画課	A	沿線住民、事業者、行政の3者による協議の場による利用促進策の検討により、「バスに乗りかたコンクール」を実施。市民への意識の醸成を行うことができた。奈良交通㈱と3.15に連携協定を締結し、令和7年度以降の運行の継続を確保することができた。	
5	生駒市地域公共交通計画に基づく事業・施策の実施	12月まで延長することとなった鹿ノ台地区のコミュニティバス実証運行について、利用状況の検証を行い、本格運行の実施を目指す。また、萩の台線をはじめとする他の既存コミュニティバス路線の運行形態の見直し、改善を進めるとともに、助け合い輸送等の移動支援実現に向け検討を進める。	事業計画課	A	・鹿ノ台地区における実証運行の結果、R6.1から本格運行とすることができた。 ・利用が低迷する萩の台線の運行日数を週5日から週3日に変更することにより、萩の台線の経費の節減を図るとともに、残る2日間の運行について、新たな対象路線の募集を行い、R6年から桜ヶ丘地区での実証運行を行うこととなった。 ・萩の台地区での新たな移動手段の構築に向け、グリーンスローモビリティのR6年度からの実証運行を行うための準備を行うことができた。	
6	国道163号清滝生駒道路周辺道路ネットワーク形成事業	本市産業に新しい活力と雇用を生み出すため、学研生駒テクノエリアと国道163号バイパス線との道路ネットワークを形成するための、概略設計業務に着手する。	事業計画課	A	国道163号清滝生駒道路周辺道路ネットワーク形成のための概略設計業務を行い、年度内に成果を取りまとめた。	
7	橋梁耐震化事業	災害時の緊急輸送路上にある耐震化が必要な橋梁の耐震補強工事を実施するとともに、鉄道を跨ぐ歩道橋の耐震補強設計を行う。 ・北山橋耐震補強工事 ・中菜畑歩道橋耐震補強設計	土木課	B	・北山橋耐震補強工事は設計書作成まで行ったが、工事発注に至らず未着手となった。 ・中菜畑歩道橋耐震補強設計は委託発注し着手したが明許線越となった。	国の交付金削減による。
8	谷田小明線道路改良事業	歩行者の安全性と車両相互通行に課題がある谷田小明線を一部バイパス化することで、歩行者の空間と車両のスムーズな移動を確保する。 ・用地買収3筆（建物補償1件含む）	土木課	B	地権者と用地交渉を重ねたが、契約には至らなかった。	地権者との合意形成が得られなかったため
9	地籍調査事業	国土調査法に基づき、東菜畑1丁目・東生駒1丁目の各一部の土地についてその所有者、地番、地目の調査並びに境界及び地籍に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成する。 ・測量成果閲覧（東菜畑1丁目、東菜畑2丁目の一部・東生駒月見町） ・筆地調査（東菜畑1丁目・東生駒1丁目の各一部）	土木課	A	予定通り実施した。	
10	生駒駅前EV・ES更新事業	生駒駅前EV・ESは設置後2.5年以上経過しているため、修繕機器の確保が困難となっていることから、2か年において順次改修を行う。 R5年度はEV1基、ES2基	管理課	B	EV1基は、リニューアル工事を完了したが、ES2基は、工事発注したが線越明許となった。	全国的にリニューアル工事が集中し機器の確保に時間を要したため。
11	橋梁長寿命化修繕事業	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、対策が必要な橋梁を計画的に補修することで、橋梁の長寿命化を図る。 ・第2阪奈1号橋、清水橋1補修工事 ・菜畑乙田線横断4号橋、芝辻橋補修設計業務	管理課	B	補修設計業務2箇所は完了したが、交付金の削減により第2阪奈1号橋の補修工事設計書作成にとどまった。	国の交付金削減による。

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課	取組状況		
				区分	取組内容	未達成・未着手の理由
12	橋梁定期点検業務	市が管理する256橋（跨線橋8、一般橋梁248）について、通行の安全性を確保するため、5年に一度の定期点検を順次行う。 ・一般橋梁36橋	管理課	A	予定通り実施した。	
13	路面性状調査	MMSによる市内全域の市道画像データを取得し路面性状調査を実施する。 ・調査距離318km	管理課	B	令和5年12月21日付けで調査距離296kmで業務を発注したが、繰越明許となった。	5年に一度の調査なので、5年間に頂いた要望箇所との整合性に時間を要したため。
14	市営住宅長寿命化計画推進事業	経年劣化により老朽化が著しい市営住宅を改修することにより、住宅の長寿命化を図り効率的な運用を行う。 ・小平尾桜ヶ丘住宅1号棟外壁改修等工事 ・小平尾桜ヶ丘住宅2号棟外壁改修等工事	営繕課	A	小平尾桜ヶ丘住宅1号棟・2号棟の外壁に塗膜防水材料を採用することにより、施設の長寿命化を図った。	
15	建築基準法に基づく定期点検事業	建築基準法に基づいた定期点検を実施し、公共建築物等の安全性を確保する。 ・建築物19件 ・建築設備9件 ・防火設備25件	営繕課	A	予定通り実施した。	
16	各施設管理者からの依頼による営繕業務	各施設管理者と協議・調整を行い施設の施工管理を行う。 ・上中学校校舎長寿命化改修に係る耐力度調査及び基本設計業務 ・消防本部庁舎屋上防水・トイレ改修工事及び救急施設トイレ改修工事 ・市内体育施設トイレ改修工事（市民体育館・総合公園体育館・井出山体育館）	営繕課	A	予定通り実施した。	

令和5年度 部の主要施策【都市整備部】

<取組状況>
 A:取組完了又は実施済み
 B:取組を進めているが目標に達していない
 C:着手できていない

部のミッション		暮らしたい都市・持続的に成長する都市を育む				
No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課	取組状況		
				区分	取組内容	未達成・未着手の理由
1	学研高山地区第2工区まちづくり事業（個別地区推進事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・工区全体 地権者や関係機関、民間事業者と連携を図りながら、地区全体の事業化を見据えつつ、順次段階的な整備の展開に向けた検討を進める。 関係機関との協議を行いつつ、都市計画変更等に必要となる資料を作成する。 ・先行個別地区 地権者や民間事業者のニーズを踏まえながら、第2工区の先駆けとなる先行個別地区のまちづくりを進める。先行個別地区の地権者で組織するまちづくり協議会を設立し、事業アドバイザーや事業推進会議との連携を図りつつ先行個別地区の基本計画を作成する。 	学研推進室	A	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年5月に先行個別地区となる南エリアを設定し、まちづくり協議会を設立した。 ・地権者の意向調査を実施、基本計画の作成、全体土地利用計画や都市計画道路の変更図書の作成、奈良県との協議などにより事業化に向けた取組みを進めた。 ・事業アドバイザーや事業推進会議での意見を踏まえ次期個別地区についても設定した。 	
2	学研北生駒駅中心地区まちづくり推進事業	<p>次世代の住宅都市の拠点にふさわしいモデル的なまちづくりを学研高山地区第2工区のまちづくりと連携を図りながら推進する。 事業区域の確定を経て市街化編入手続き及び都市計画道路の変更手続きをまちづくり協議会の意見を聴きながら進める。また、地権者の合意形成状況を踏まえ、準備組合の設立を目指す。</p>	拠点形成課	A	<ul style="list-style-type: none"> ・地権者との個別ヒアリングを経て、事業区域の確定と市街化編入手続きを進めていくことについて、令和5年11月に地権者協議会総会で議決承認を得、市街化編入に向けた手続きに着手した。 ・準備組合設立に向けて、地権者への同意取得を進めた。 	
3	生駒駅南口周辺都市空間再編事業	<p>未来ビジョンに基づき、エリアの価値を高める社会実験やプロモーションを公民連携で企画実施する。 また、地域の特性を活かした個性あるまちづくりに資する都市再生整備計画を庁内関係課連携のもと作成する。 さらに、商業施設等の立地誘導を図るための地区計画等の導入に向けた調査を実施する。</p>	拠点形成課 (みどり景観課) (都市計画課) (建築課)	A	<ul style="list-style-type: none"> ・公共空間の利活用に向けた社会実験にて効果や課題を検証し、まちなかパナーの掲出やVRを活用した鳥居の再現など、みらいビジョンの実現に向け取組んだ。 ・国や庁内関係課との協議を経て生駒駅周辺の都市再生整備計画を作成した。 ・地区計画等の導入調査に加え、地権者との意見交換会、アンケート調査を行った。 	
4	生駒駅南口周辺の景観づくり	<p>生駒駅南口から宝山寺にかけて、建築物や街路等の更新に応じて地区にふさわしい景観形成が図られるよう、「街なみ環境整備事業」を活用し、景観特性把握のための現地調査の実施を始め、整備方針、事業計画案の作成を行う。</p>	みどり公園課 (拠点形成課) (都市計画課) (建築課)	A	<ul style="list-style-type: none"> ・生駒駅南口・宝山寺参道の景観特性を把握するため、民地の建物・敷地の外観や公共空間の景観資源を調査した。 ・調査結果を基に当該エリアの景観特性について整理した上で、街なみ環境整備方針（案）を作成した。 	
5	産業・学術研究拠点(北田原地区)における産業施設の立地誘導	<p>デジタル技術を駆使した変革に対応する産業施設等の立地誘導にむけた産業用地を拡大するため、市街化編入及び用途地域等の都市計画変更について奈良県手続きと並行して市手続きを行う。</p>	都市計画課 (拠点形成課)	A	<ul style="list-style-type: none"> ・北田原地区約15haにおいてデータセンター等の立地誘導にむけた産業用地を拡大するため、市街化編入にあわせて用途地域の変更、地区計画の決定などの都市計画手続きを進めた。 	
6	大和都市計画区域区分見直し及び都市マス改定に伴う用途地域等見直し事業	<p>奈良県都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（奈良県都市計画区域マスタープラン）の改定に伴う本市区域区分の見直しについて、奈良県と連携して都市計画手続きを進める。また、この都市計画変更に係るGISデータ等の修正並びに地図作成を実施する。</p>	都市計画課	A	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県と連携し、市街地整備の見込みのない土地や、産業施設の立地誘導にふさわしい土地について区域区分の見直しを実施した。 ・見直し後、GISデータ等を修正した。 	
7	ニュータウン再生・再編事業	<p>入居開始から40年以上が経過し、まちの活力の衰退が懸念される住宅地（モデル地区）において、働き盛り世代の転入、定住に繋がるよう、空き家の流通促進に重点的に取り組むとともに、住み開きを推進する。また、ニュータウン再生の全展開に向けた効果的な施策・制度を検討する。</p>	住宅政策室	A	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の空き家の流通促進に向け、所有者にヒアリングを実施し、個別の事情に応じた流通支援策を提案した。 ・地域のイベントと同時開催で自宅の駐車場などを有効活用した出店を呼び掛け、4組が住み開きを実施した。 ・子育て世帯の転入・定住に繋がる取組みの進め方や、他の分野の取組みとの連携によるニュータウン再生の効果的な進め方について取りまとめた。 	

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課	取組状況		
				区分	取組内容	未達成・未着手の理由
8	共同住宅の立地誘導等事業	家族のライフステージに応じ、住まいを選べる居住環境の形成を図るため、令和4年度に実施した賃貸共同住宅オーナーへのアンケート調査などを基に、既存の賃貸共同住宅の流通を促進する具体的な制度を検討する。また、分譲マンションの適正な管理を推進し、市内に良質な住宅ストックを確保するため、令和4年度に実施した管理実態調査を基に、マンション管理適正化推進計画（案）を作成する。	住宅政策室	A	<ul style="list-style-type: none"> 賃貸共同住宅のオーナーにヒアリングを実施し、空き室の状況、入居促進に向けて実施している改修等について調査し、物件の状況に応じた改修プランを作成した。 マンション管理適正化推進計画案の策定においては、空き家対策計画の改定と併せて検討を進め、マンション管理に精通した学識経験者やマンション管理士等の意見を聞きながら、本市の状況に応じた計画案を作成した。 	
9	中古住宅の流通促進事業	現行の空家等対策計画策定後の5年間に取り組んだ空き家対策の成果や大きな社会潮流の変化を踏まえ、今後さらなる空き家の流通促進に取り組むため、新規空き家の調査を行い、空家等対策計画（改定案）を作成する。また、市内の戸建てストックを活用した住まいの選択肢の充実や地域の魅力の向上を図るため、中古住宅の流通、賃貸化の促進や空き家所有者と活用したい人のマッチングを支援する。	住宅政策室	A	<ul style="list-style-type: none"> 市全域の空き家調査を実施し、前回調査で把握した空き家の解消状況や新たに発生した空き家を把握するとともに、これまでの施策の成果や社会潮流の変化を踏まえ、懇話会の意見も参考にしながら第2期空家等対策計画案を作成した。 プラットホームの運営支援や奨励金制度による賃貸化の促進を行った。 空き家の利活用促進においては、物件見学会等を実施し、マッチングを成立させた。 	
10	空家等対策の推進（管理不全等）	生駒市空き家等の適正管理に関する条例や空家等対策の推進に関する特別措置法等に基づき、管理不全な空き家等について所有者に助言、指導を行い早期改善を図る。また、今後改正される空家等特別措置法にあわせ、本市の空き家対策のあり方や条例の見直し等の検討をする。	建築課 （住宅政策室）	A	<ul style="list-style-type: none"> 管理不全な空き家の所有者に対する啓発、助言、指導などを丁寧に行い、10件の空き家の改善に至った。 空家等対策計画の策定にあたり、本市の空き家対策のあり方や条例との関係について検討した。 	
11	建築物の安全性の確保	建築主事を置く特定行政庁として、法令に基づき厳格に建築確認事務及び各許認可事務を行い、また、違反建築物の改善を指導することで、安全・安心なまちづくりをすすめる。	建築課	A	<ul style="list-style-type: none"> 特定行政庁として、法令に基づき400件の建築計画概要書の審査を厳格に行い、定期的な現場パトロールで市内建築物の安全性の確保に努め市民の満足度向上に努めた。 	
12	耐震化等の促進	耐震性に優れた良質な住宅を次の世代に資産として承継できるような住宅ストックを形成するため ①広報・ホームページで啓発 ②地震の被害が比較的大きいと見込まれる地域を中心としたチラシの配布等 ③耐震診断・改修、解体工事、ブロック塀等撤去工事などの補助 などにより、安全・安心なまちづくりを進める。	建築課	A	<ul style="list-style-type: none"> 窓口、納税通知書による周知・啓発を行い、特に耐震化の進んでいない地域（約200件）に戸別訪問を行った。 また、補助事業については耐震診断48件、耐震改修及び解体工事補助で併せて33件の耐震化が得られた。 	
13	住宅・建築物の省エネ対策	住宅について高い省エネ性能への改修を行う場合は、市の補助をはじめ国の多種多様な支援策を相談者等に応じたものを案内する。また、国の補助制度を勘案し本市補助制度の見直し等を検討する。	建築課	B	<ul style="list-style-type: none"> 窓口、ホームページ等で省エネ改修工事の普及啓発に努め、8件本市の補助事業を利用し省エネ改修工事が行われた。 	申請件数が当初予定より少なかったが、国の補助制度を利用して省エネ改修をされた方も一定数把握しており、その件数を合わせれば予定件数以上の省エネ化が実現した。
14	開発指導	市内で開発等の事業を実施する事業者に対して指導を行い適切な土地利用を誘導する。事業者と周辺自治会や近隣住民の方が一定の合意形成をスムーズに図れるよう、双方に対して助言を行う。	建築課	A	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対して開発許可基準にはない細かな事項も含めて指導を行い、本市らしい土地利用に誘導した。 事業者と周辺自治会や近隣住民の方に対して、双方の権利や義務などを丁寧に説明し、スムーズな合意形成が図れるよう指導や助言を行った。 	

No	取組項目	具体的な取組内容	担当課	取組状況		
				区分	取組内容	未達成・未着手の理由
15	生駒山麓公園の取組み	山麓公園の活性化を促進するため、指定管理者と協議し、体験プログラムやマルシェなどのイベントを充実させるとともに、SNSなど通じて山麓公園のPRを実施する。 令和6年7月からの新指定管理に向け、選定準備をしつつ審査委員会を開催し、新指定管理者候補者を決定する。また、将来の山麓公園の方向性についても検討を進める。	みどり公園課	A	・近畿日本鉄道や指定管理者と協働して、生駒山PRチラシを作成し、幼保こども園など、子育て世代をターゲットにSNSや広報紙を通じたPRにより、利用者が前年度比104%増加した。 ・事業の拡大により障がい者就労等の人数を増加した。 ・令和6年7月からの新指定管理に向け手続きを進め、3月議会の議決を経て基本協定を締結した。 ・将来のあり方や運営方法について検討の方向性をまとめ、次の指定管理期間（3年9ヶ月）に具体的に検討することとした。	
16	公園の利活用促進	昨年、実施したセミナー等の参加者からでた「公園でやりたいこと」などを踏まえ、実走する機会の創出する。具体には、「PARK REMAKE QUEST MISSION2」として、市民等と行政職員が協働で実践し、公園利活用のきっかけづくりを行う。	みどり公園課	B	・「PARK REMAKE QUEST MISSION2」としての市民等と行政職員の協働による公園利活用のモデル・社会実験には至らなかったが、「まちのえき」や「移動販売等導入支援事業」、「地場野菜の移動販売」のほか、市民等が主体的に行うマルシェ等においては新規団体も含め、取組の伴走支援を行った。	・公園利活用モデル・社会実験には至らなかった理由は、生駒山麓公園の新指定管理に向けた選定準備等、緊急度の高い業務を優先して実施しなければならない状況であったことによる。
17	公園施設長寿命化事業	市民に公園施設を長く安全に利用していただくため、公園施設長寿命化計画（現計画）に基づき、公園施設の撤去・更新・修繕を実施する。遊具を更新する際においては、地域住民や公園利用者のニーズを把握し、選定する。また、現計画策定時から一定期間が経過していることから、計画の見直しを行う。	みどり公園課	B	・長寿命化計画に基づき、3公園（松美台第1公園・門前公園、東生駒北第1公園）の遊具の撤去・更新を実施したが、その他の遊具更新は次年度に繰越した。 ・遊具選定については、ホームページでのアンケート調査（現地やXにおいてPRを実施）を実施した。 ・計画の見直しについては、新基準に追随した有効な計画に見直すため、発注時期を調整した。	・計画に基いた公園施設の撤去・更新工事について、予定どおり実施できなかった理由は、遊具の選定時に利用者のニーズを把握する期間を要したことや遊具納入に想定外の期間を要したことによる。
18	花と緑の市民まちづくりの推進	花と緑であふれるまちづくりを推進するため、ふるーらむ職員等が積極的に地域の公園や学校、自治会館などへ出向き、植栽デザインや育て方などのアドバイスをを行う。また、市民によるイベント等での多様な活用を支援し、市民とともに、ふるーらむの魅力を増加させることにより、施設の活性化を図る。 また、NPOやボランティア団体による運営や民間活力の導入など検討し、ふるーらむ全体の運営方針についてまとめる。	みどり公園課 花のまちづくりセンターふるーらむ	B	・職員及びびガーデンボランティアが「おでかけふるーらむ」として、積極的に地域の学校等に出向き植栽デザインや育て方などのアドバイスをを行うことで地域での緑化の推進及びふるーらむのPRに取り組んだ（8件）。 ・市民等が主体的に行う花と緑に関するマルシェ等についての支援のほか、職員による教室や講習会を増やしたことにより、施設の活性化を図ることができた。 ・ふるーらむ運営のあり方については、民間活力導入の可能性を探るためのサウンディング型市場調査の方向性をまとめた。	運営方針の検討を進める中で、まずはサウンディング型市場調査をする必要があると判断したため、運営方針のまとめまでには至らなかった。
19	緑地等の保全整備の推進	市有緑地等における近年の大木化・老木化に起因する倒木等により、市民等への被害を未然に防ぐため、危険度に応じて順次、間伐を中心とした伐採等の整備を適切に実施する。	みどり公園課	A	・R4年度から実施している危険度に応じた緑地等の整備計画（5カ年計画）に基づき、4ヶ所の緑地等において大木化・老木化した樹木の伐採を中心に、間伐等の適切な整備を行った。 ・計画している以外の緑地等についても、現場パトロール等で発見し緊急対応が必要なものについて早急に整備を行った。	

令和5年度 部の主要施策【上下水道部】

部のミッション	生活基盤となるインフラを守り、暮らしを支え続ける。
---------	---------------------------

<取組状況> A:取組完了又は実施済み B:取組を進めているが目標に達していない C:着手できていない
--

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課	取組状況		
				区分	取組内容	未達成・未着手の理由
1	奈良県「県域水道一体化構想」に係る検討・協議	奈良県広域水道企業団の設立に向けて、協議会の下での検討体制において検討協議を進める。また、検討状況の進捗に応じて市民に適切に情報を発信する。 ・一体化に向けた諸課題の検討及び整理を行う。 ・検討の各段階で広報紙・HP等での情報を発信する。	総務課 工務課	A	・各検討体制(幹事会・作業部会)に参加し、奈良県広域水道企業団基本計画中の諸課題について整理できた。 ・検討の各段階で広報紙・HP等で適宜情報発信した。	
2	危機管理体制の強化	災害・事故時に迅速に対応できる体制構築のための施策を実施する。 ・自治会、自主防災会及び施設管理者と共同の給水訓練を年間1回実施する。 ・危機管理マニュアルを見直す。 ・研修計画に基づき、項目別の職員研修を年間4回、実地研修を年間1回実施する。	総務課	A	・自治会等と共に応急給水設備説明会や防災訓練を年間2回実施した。 ・重要給水施設(病院・社会福祉施設)の現地確認を経て、貯水槽の位置・給水方法等の資料を危機管理マニュアルに追加した。 ・初任者対象に水道事業基礎研修及び市内水道施設見学、防災関係としてBCP研修、会計関係としてノウハウ制度説明会、また県域水道一体化を見据えた職員の服務・給与等説明会を実施した。さらに実地研修として給水設備等操作講習会及び設置型組立式給水タンク組立訓練を実施した。	
3	水道事業の情報提供の充実 ・情報発信と市民サービスの充実	市民に必要な情報をわかりやすく、また水道への理解を深めてもらえるような広報活動を実施する。 ・年間4回の生水だよりの発行 ・出前授業を年間1回実施する。	総務課	A	・生水だより(6,9,12,3月)を年間4回発行した。 ・出前授業を生駒北小学校1クラス及び生駒台小学校4クラスの4年生児童対象に年間2回実施した。	
4	管路の更新及び耐震化事業 ・7.0kmを更新(耐震化) ・繰越工事 10箇所(完了)	老朽水道管や耐震性の低い管路の更新工事(7.0km)を令和6年3月末までに行う。 ・更新工事 20箇所(発注) ・繰越工事 10箇所(完了)	工務課	A	管路更新延長 7.5km ・更新工事 19箇所(発注) ・繰越工事 10箇所(完了)	
5	漏水調査の実施	水道管の安全と有効率を高め、道路陥没などの二次災害を予防するために漏水調査を行う。 ・給水区域全域を対象に、AIを用いた衛星画像解析による漏水調査を令和5年12月末までに完了する。 ・昭和期埋設管の内、漏水多発地域の管路(74km)を対象に漏水調査を3回実施する。	工務課	A	・AIを用いた衛星画像解析を令和5年10月に完了し、令和6年3月に現地調査を完了した。衛星画像による漏水発見25件・漏水多発地域の管路(74km)を対象に4回漏水調査を実施した。漏水発見6件	
6	応急給水設備整備事業	災害対策の充実化のため緊急時に備えた施設として緊急遮断弁及び応急給水設備を整備する。 ・真弓配水場緊急遮断弁設置工事を令和5年7月末までに完了する。 ・狭戸配水場緊急遮断弁設置工事を令和6年3月末までに完了する。	工務課	B	・真弓配水場緊急遮断弁設置工事は工期延期を行い、令和5年9月に完成した。 ・狭戸配水場緊急遮断弁設置工事は令和6年3月に完成した。	・真弓配水場において、既設場内配管が輻輳しており配管方法の再検討を行ったこと等により不測の日数を要した。
7	水道施設耐震補強事業	滝寺配水場ポンプ室耐震診断業務を令和6年2月末までに完了する。	工務課浄水場	A	令和6年2月に耐震診断業務を完了した。 ・結果：耐震性あり	
8	合併処理浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽の設置補助を令和6年3月末までに行う。 ・補助対象 67基	下水道課	B	36基の設置補助を行った。	今般の社会情勢(物価上昇等)により、経済的負担の大きい合併処理浄化槽の設置数が抑えられ、補助基数が減少した。
9	公共下水道管渠整備事業 ・普及率 73.0%	公共下水道の管渠整備事業を令和6年3月末までに行う。 ・現年工事 6箇所(発注) ・繰越工事 4箇所(完了)	下水道課	A	普及率 73.0% ・現年工事 6箇所(発注) ・繰越工事 4箇所(完了)	
10	個別浄化槽地区下水道接続推進事業 ・普及率 73.0%	個別浄化槽地区を令和6年3月末までに公共下水道に切り替える。 ・切替 1地区	下水道課	A	普及率 73.0% ・切替 1地区(小明町)	
11	下水道事業計画の変更	委託業務を令和5年7月までに発注し、令和6年3月末までに事業計画を変更する。	下水道課 竜田川浄化センター	A	発注時期が8月末になったものの年度内に事業計画の変更業務を完了した。	
12	下水道ストックマネジメント計画策定事業	下水道ストック全体を対象に、長期的な視点に立ち施設の最適化を図ることを目的としたストックマネジメント計画を令和7年3月末までに策定する。令和5年度は、リスク評価により抽出した機器等の調査等を実施する。	下水道課 竜田川浄化センター	A	令和6年2月末に施設における機器等の調査等を完了した。	
13	竜田川浄化センター煙突アスベスト対策事業	アスベストを含む断熱材を使用している既存煙突に替わる煙突新設工事の実施設計を令和6年3月末までに完了する。	竜田川浄化センター	A	令和6年1月末に煙突新設工事の実施設計を策定した。	

令和5年度 部の主要施策【教育こども部】

部のミッション	子育てを楽しめる地域と21世紀を生き抜く しなやかでたくましい子どもたちをともにつくる
---------	--

<取組状況> A: 取組完了又は実施済み B: 取組を進めているが目標に達していない C: 着手できていない

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課	取組状況		
				区分	取組内容	未達成・未着手の理由
1	学校施設の計画的な大規模（長寿命化）改修	建設から40年程度経過している学校施設について、老朽化が進んでいることから、順次計画的に国の補助を受け、バリアフリー化を含め、改修を行っていく。	教育総務課	A	計画していた通り、上中学校の長寿命化にかかる基本設計が完了した。	
2	学校給食費の検討	学校給食費の多子世帯の無償化など段階的な無償化について検討を行う。	教育総務課 学校給食センター	B	国や県の動向に注視しながらシミュレーション等様々な検討を行っている。	財源確保に向け、県に対して要望書を提出しているところである。
3	学校給食センター整備改修工事	学校給食センター調理場内の床改修工事（石綿撤去、シートから塗床への変更）を学校給食の提供を行っていない夏期休業期間で実施する。	学校給食センター	A	予定通り夏季休業期間中に工事を実施することができた。	
4	生駒南小学校・中学校整備事業	生駒南小学校・中学校の新たな学校施設整備を準備会の意見を踏まえた上で、新たな特色ある教育カリキュラム等にも対応した施設一体型の学校施設を整備していく。	教育総務課 教育政策室	A	「これからの学びを実現する生駒南小・中学校の施設整備を考える会議」を全3回実施し、地域の保護者向けには「生駒南小学校・生駒南中学校の未来を考える会」を開催し、自治会や地域保護者の意見を聞きながら基本構想の策定に繋がった。	
5	教職員がいきいきと子どもと向き合う時間創造プログラムの推進	教職員が健康でいきいきとやりがいをもって働ける環境整備を行い、教職員が授業や教材研究等に集中し、ゆとりをもって子どもたちと向き合う時間の拡充を図る。	教育指導課 教育政策室	A	教頭の業務改善に関する各種調査や事務補助を実施し、令和6年度の施策に繋がった。	
6	個別最適な学びと児童生徒一人一人の居場所づくりの推進	個別の習熟度別学習を可能にするためのAIドリルの検証を進める。また、自校式通級指導教室を行うことができる体制づくりを進めることで、通級指導が受けられやすい体制を整える。	教育指導課 教育政策室	A	A1ドリルを利用している生駒南小学校において、全国学力学習状況調査の国語・算数の正答率が例年を大きく上回る結果となった。また、自校式通級指導を行うことができる教員の養成を進めた。	
7	第3次教育大綱の策定	第2次教育大綱が、令和6年6月に計画期間が満了することから、第3次教育大綱の策定を進める。策定に当たっては、ワークショップ等を活用し、より多くの声を反映した大綱にする。	教育政策室	A	関係各所への意見聴取や複数回にわたるワークショップを丁寧に行い、協創による策定をすすめた。	
8	総合教育会議の開催	新しい教育施策について検討するため総合教育会議を開催し、市長と教育長、教育委員との意見交換を行う。第3次教育大綱の策定、生駒南小学校・中学校整備事業について予定している。	教育政策室	A	主として第3次教育大綱の策定のため、総合教育会議を5回開催した。	
9	社会に開かれた教育課程と協働的な学びの推進	キャリア教育プランナーを配置し、取組の横展開を進めるための会議体を設置しながら、学校の課題に応じた取組や探究学習を進める。	教育政策室	A	キャリア教育クライマーを募集し、全3回の会議を実施した。教師が自走できるキャリア教育作りを進める一方、各学校の課題に応じて、テーマの異なる24回のキャリア教育特別授業を実施した。	
10	待機児童解消に向けた取組の推進	待機児童ゼロを維持できるよう、小規模保育所等の新設、保育人材確保、保育コンシェルジュ相談事業を実施する。	幼保こども園課	B	小規模保育所等新設について公募型プロポーザルを実施したが、審査の結果、該当者が無かった。保育人材確保にむけた「資格をいかそう！相談会」を3回、「保育園・こども園見学ツアー」を4回実施し「職場体験」には2名の参加があった。保育コンシェルジュ相談事業については、相談件数が362件となった。	様々な取組を実施したが、令和6年4月1日現在の待機児童数が16名となったため。
11	幼稚園コミュニティ・スクール	幼稚園と保護者、地域コミュニティが連携し、子どものために取り組んでいる俣口幼稚園、なばた幼稚園地域園協働本部「えん・くろす」をコミュニティ・スクールとして組織化し、継続的に取組を進める。	幼保こども園課	A	R5.5月から俣口幼稚園、なばた幼稚園に学校運営協議会を設置し、「えん・くろす」と一体的に推進した。また、小中学校と同様に県の補助事業にも採択されたことにより、一層継続的な取組が可能となった。	
12	公立幼稚園のあり方に関する検討事業	専ら幼稚園のこども園化に向け、具体的に検討を進め、事業主体を決定する。	幼保こども園課	A	「専ら幼稚園の認定こども園整備に関する基本計画」について、教育委員会で5回、総合教育会議で2回審議し、R5年12月に策定した。指針では同園を公私連携幼保連携型認定こども園として整備することとし、議会への周知等を行った。	
13	学童保育の充実	増加する学童保育需要に対応するため、生駒市学童保育運営協議会が運営する学童保育所の環境整備、指導員確保などによる体制づくりに取り組むとともに、新たなニーズに応えるため、民間事業者による学童保育事業の運営に対して支援を行う。	こども総務課	A	運営協議会及び民間学童保育所に対し助成金を交付し、運営支援を行うとともに空き教室を利用した分散保育により学童見守り強化を行った。また、ハラスメント研修やWEB媒体活用により適正に指導員が確保でき保育需要に対応することができた。	

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課	取組状況		
				区分	取組内容	未達成・未着手の理由
14	第3期生駒市子ども・子育て支援事業計画策定	現行の計画が令和6年度に最終年度を迎えることから、令和7年度から令和11年度を計画期間とする第3期子ども・子育て支援事業計画策定に着手し、保護者向けアンケートを実施する。	子育て支援総合センター	A	計画策定に係る委託業者を選定し、就学前の子ども及び小学生の保護者向けアンケートを実施した。	
15	子ども子育て支援体制の充実	子どもが生まれ育ちやすいまちの実現に向け、教育・子育て支援の充実を図るよう、関係部署と連携し取組案を検討する。また、ファミリーサポートを活用したみつきランドの一時預かりを実施する。	子育て支援総合センター	A	ファミリーサポート事業を活用した短時間預かり事業を、R5.10から開始した。申込に際しては市民の利便性を考慮しLINEで利用予約システムを構築した。	
16	要対協体制の機能強化・子ども家庭総合支援拠点の充実	令和6年度の児童福祉法改正に伴い、母子保健との一体的な提供体制のためこども家庭センターの設置をはじめとした必要な検討を行う。また、複雑・多様化する児童虐待事案に対応できるよう関係機関との連携を強化する。	こどもサポートセンター	A	行政組織の改編として子育て健康部が新設され、こども家庭センターについては、健康課の母子保健部門と子育て支援総合センターに機能設置することとした。統括支援員は保健師職とし、子育て支援総合センターに置くこととした。	

令和5年度 部の主要施策【生涯学習部】

部のミッション	すべてのライフステージで楽しみながら学び、 地域とつながる機会をともに創る
---------	--

<取組状況> A: 取組完了又は実施済み B: 取組を進めているが目標に達していない C: 着手できていない

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課	取組状況		
				区分	取組内容	未達成・未着手の理由
1	学びと活躍推進事業 ischoolの展開	主に働き盛り世代の市民を対象に、より豊かな生き方・暮らし方に向けた気づきや行動のきっかけとなる学びの場「ischool」を展開し、「ミライの教室」において他課との連携講座や市民、大学、事業者など多様な主体による講座等を開催する。 ・学びと交流の社会見学（まちミル） ・学びのシンポジウム ・ミライの教室	生涯学習課	A	働き盛り世代の学びの場としてischoolを昨年度に引き続き展開し、他課との連携や、市民や大学等との連携による多様な学びの機会を創出した。あわせてポータルサイトの開設により、学びの情報を一元的に発信した。 ・社会見学 3回 ・ミライの教室 22回 （コドモサマセミ含む）	
2	高齢者の充実したセカンドライフと地域での活躍を支援する取組の推進	いこま寿大学において、学びの成果を活かして地域で活動を始めるきっかけとなるような講座等の拡充を図るとともに、より豊かで充実したセカンドライフに向けた啓発講座等を実施する。あわせて、「気らくネット」など寿大学生や卒業生たちが学校や地域等でさまざまな社会貢献活動に取り組めるよう支援する。 ・セカンドライフ講演会 ・実践講座 ・新たな社会貢献活動のための支援	生涯学習課	A	豊かで充実したセカンドライフに向けた講演会及び実践講座を開催し、寿大学生や一般の高齢者に参加いただいた。また、気らくネットの活動を支援し地域と連携した小学校での放課後子ども教室の受託につなげた。 ・セカンドライフ講演会 1回 ・セカンドライフ実践講座 3テーマ（5回） ・新たな取組件数：1件	
3	幅広い世代を対象とした学ぶ機会の提供と、地域の新たな人材発掘と活用	「市民同士が学び合う1日限りのまちの学校」として「IKOMAサマーセミナー」を開催し、様々な得意分野をもった市民の方が先生となり、30講座以上の楽しい授業を行うことで、専門性やスキルを活かして新たなまちづくりの担い手となる人材を発掘する。	生涯学習課	A	昨年度に引き続き対面で「IKOMAサマーセミナー」を開催し、新たな人材発掘とスキルを活かした活躍の場につなげる機会とした。 講座数：63講座 （うち新規：36講座）	
4	地域、学校、家庭が連携し地域力を活用した家庭教育支援の充実	家庭教育支援の充実に向け、家庭教育支援チーム「たけのこ」と連携し、学びや交流、相談の場づくりの取組を行うほか、各校区の「コミュニティスクール」や学校園と連携しながら、子育て中の保護者の不安解消や地域とのつながりづくりに資する取組を進める。	生涯学習課	A	地域での家庭教育啓発イベントとして講演会を開催したほか、生駒台小学校での親子交流イベントを開催した。また、チームメンバーのスキルアップを目的に傾聴に関する研修も実施した。 取組件数：3件	
5	子ども・若者支援の取組の充実	社会生活上の困難を抱える子ども、若者及び家族への効果的な支援を行うため、「生駒市子ども・若者総合相談窓口（ユースネットいこま）」における相談支援、居場所づくり事業を実施する。また、「生駒市子ども・若者支援ネットワーク」の関係機関の連携による円滑な支援を行うとともに、1人でも多くの方が相談窓口につながるよう広報周知の強化に取り組む。	生涯学習課	A	生駒市子ども・若者総合相談窓口（ユースネットいこま）において、当事者や家族の方への相談に対応し、自立に向けた支援につなげた。 相談人数：81人 （うち新規相談者：36人） 進路決定者：15人	
6	「音楽のまち生駒」の更なる発信と発展に向けた取組	公募による企画・提案型の「市民みんなで創る音楽祭」や市民吹奏楽団事業、市民文化祭等を通して、多くの市民が身近に音楽に親しむ機会を提供するとともに音楽文化の活性化や人材の発掘、拡充に取り組む。市民との協働による音楽事業の実施により「音楽のまち生駒」の推進とさらなる発信に取り組む。	生涯学習課	A	「市民みんなで創る音楽祭」を8公演、吹奏楽事業を3公演、また、市民文化祭におけるリベラルコンサートを開催。市民に身近に音楽に親しむ機会を提供するとともに、市民自らが企画運営や演奏者として音楽事業に主体的に関わるなど、市民との協働による「音楽のまち生駒」を発信し、音楽文化を担う人材の拡充につなげた。 事業数：12件 参加人数：8,649人	
7	歴史・伝統文化への親しみや郷土愛の醸成に向けた事業の推進	指定管理者と連携し、ふるさとミュージアムを拠点に幅広い世代に本市の歴史文化への関心を持ってもらえる取組を展開するとともに、本市の貴重な文化財を市内外に発信する取組を進める。 ・子育て世代に向けた新たな取組 ・市の指定文化財の選定準備	生涯学習課	A	ふるさとミュージアムにおいては、新たに親子向けの歴史講座として生駒の地名の由来や生駒駅前への移り変わりなどを学ぶ講座を企画実施した。市指定文化財の新規指定については、候補となる文化財について優先順位をつけ、次年度から順次指定できるよう進める旨同審議会で報告した。	
8	「生駒市史」編さん事業	編さん委員会及び各分科会の開催、補充調査、ボランティアを活用した編さん作業を実施するとともに、講演会・地域学習イベントやニュースレターによる情報発信、史料集2・3の編集をおこなう。	図書館	A	長弓寺文書ほか各分野の史資料の調査や会議を実施し、講演会・地域学習イベントの開催をボランティアと協働で行った。また、史料集2冊の編集とニューズレターを発行した。	

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課	取組状況		
				区分	取組内容	未達成・未着手の理由
9	ビブリオバトル全国大会	毎月行う定例のビブリオバトルのほか、学生、社会人を含めた年齢制限のない唯一の全国大会を開催し、オンライン大会の経験を活かし、市外県外からの参加者も誘致する。市民の読書推進を図るとともに、「本」でつながるコミュニティづくりに取組む。	図書館	A	毎月の定例会のほか、全国大学生大会の地区予選、地区決戦のほか、全国ビブリオバトル大会の予選5回を開催、決勝では、377人の参加者があり後日WEBで配信する等市民の読書推進にも寄与した。	
10	市民との「協創」事業の実施	「本棚のWA」等の様々な事業を市民と協働して実施する。各種ボランティア養成講座を実施するとともに、図書館と関わるボランティア団体も増やし、市民と協働して読書推進を行う。また「まちかど図書室」等、地域における本の居場所も増設する。	図書館	A	「本棚のWA」4回、「未在亭」3回、まちかど図書室27箇所、図書館関係ボランティア団体数15団体など、市民と協働して事業展開を行った。	
11	子ども読書活動の推進	「トライ！生駒子ども読書会議」を3回開催する。各回において、先進的な研究を行う講師を招聘し、子どもの読書における現代の課題を知り、意見交換を行う場を設ける。図書館託児事業については、北、南、本館に加えて鹿ノ台図書室でも開始する。学校やボランティアと連携し「オータムフェスティバル」を開催する。	図書館	A	子ども読書会議3回開催235人参加、web配信も行った。また、鹿ノ台図書室でも託児事業を開始し4館で123回、278人となった。北小でのオータムフェスティバルは授業での開催となり57人となった。	
12	高齢者・障がい者サービスの充実	代読ボランティアとともに、館内整理日を利用した知的障がい者への読書支援を実施するとともに事業のPRを行い、利用団体を増やす。宅配や音訳（録音図書の作成、耳で楽しむ本の会、対面音訳）のサービスを充実するほか、朝活読得会を実施し地域の高齢者の健康維持と読書を推進する。	図書館	A	館内整理日等に知的障がい者の施設や放課後等デイサービス7団体が図書館利用を行った。このほか、宅配、音訳、朝活読得会をボランティアと協働して行った。	
13	図書館本館リニューアル	図書館本館が、開館当初の貸出中心の館内レイアウトとなっており現代の利用ニーズにあっていないため、「人が集まる図書館」となるようワークショップを開催し、多様な市民から意見を集め、リニューアル案を作成する。	図書館	A	ワークショップを3回実施したほか、空間の作り方について講座を1回開催し、リニューアル方針を決定した。	
14	第2期スポーツ推進計画策定事業	市の基本的な方針を示す「生駒市スポーツ推進計画」が令和5年度末で計画期間終了となるため、令和4年度に実施したスポーツに関する市民意識調査等を基に「(仮称)第2期生駒市スポーツ推進計画」を策定する。	スポーツ振興課	A	スポーツ推進審議会や計画策定委員会の開催、また、パブリックコメント等を実施し、市スポーツ推進の基本的な方針となる「第2期生駒市スポーツ推進計画」を策定した。	
15	新たな地域クラブ活動推進事業	学校部活動の地域移行を見据え、将来にわたって、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するため、実施主体となる「新たな地域クラブ活動推進協議会」を設置し、コーディネーターを配置するとともに、新たな地域クラブ活動の支援体制を構築する。	スポーツ振興課	B	・新たな地域クラブ活動推進事業を進めるため「新たな地域クラブ活動推進協議会」の開催(2回)や、コーディネーターを配置(6月～)し、トップアスリートを招聘してホッケー体験会を実施した。 ・部活動の地域移行を見据えたモデルクラブとしてスポーツ系3クラブと文化系1クラブを設置した。	当初設置を予定していた合同部活動で顧問等へのヒアリングや対象校の組み合わせなどを検討したが、活動範囲や参加費徴収等の調整がつかず実際の活動には繋がらなかった。また、文化系のプログラミングクラブについても、講師と日程等の調整がつかず実際の活動には至らなかった。
16	総合型地域スポーツクラブの推進・支援	市民のスポーツ活動を推進するため、総合型地域スポーツクラブの活動内容等の周知啓発を行うとともに、クラブ間の連携や相互協力を図ることを目的とする総合型地域スポーツクラブ連携会議を開催する。また、新たな地域クラブ活動を進めるため、学校等との連携支援を行う。	スポーツ振興課	A	・小・中学校、幼稚園、保育園、こども園を通じて、各クラブのパンフレットやチラシ等の配布、また、学校から保護者等への連絡システム「すぐーる」による各クラブ活動の周知啓発を行った。 ・学校部活動の地域移行を見据えた「新たな地域クラブ活動」の実施主体として持続可能で自走できる組織となるよう活動支援を行った。	
17	みんなのスポーツ推進事業	スポーツを始めるきっかけやスポーツに親しんでもらう1日とするために、「いこまスポーツの日」を開催する。また、障がいのある人が、障がいの種別や程度に関わらず、スポーツに親しみ、楽しむことができるよう、車いすバスケットボール体験会や、障がい児を対象とした「体づくり運動プログラム」を実施する。	スポーツ振興課	A	・市スポーツ施設指定管理者や市内総合型地域スポーツクラブ等と連携し「いこまスポーツの日」(3/20)を開催し、バルセロナアカデミー奈良校によるサッカー教室、リレーマラソン、芝生でピラティスやeスポーツ体験会などを実施した。 参加者数：640人 ・障がい者(児)を対象とした温水プール開放(2回)及び体育施設開放イベント(3回)や車いすバスケットボール体験会、体づくり運動プログラム「できるがみえる」(4回)を開催した。	
18	社会教育施設の整備	スポーツ施設のトイレ洋式化等改修工事や、非構造部材改修及び照明LED化工事、生涯学習施設の高架水槽や調光操作卓等の更新工事、照明LED化工事などを実施し、設備等の充実により施設の安全性と機能性を高め、市民サービスの向上を図る。また、公共施設マネジメント推進計画及び個別施設計画に基づき取組を進める。	スポーツ振興課	A	・井出山体育施設バスケットゴール等非構造部材改修工事や照明LED化工事等を実施し、施設の安全性の向上に努めた。 ・市民体育館、総合公園体育館及び井出山体育施設トイレ洋式化等改修工事や、たけまるホール高架水槽取替工事、コミュニティセンター文化ホール調光操作卓改修や生駒セイセイビル照明LED化改修工事(1, 4階)、むかいやま公園体育館人工芝張替工事等を行い、施設機能高めるとともに、利用者サービスの向上を図った。	

令和5年度 部の主要施策【消防本部】

部のミッション		健康な消防組織と職員の方で市民とともに 安全・安心なまちをつくる		<取組状況> A:取組完了又は実施済み B:取組を進めているが目標に達していない		
No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課	取組状況		
				区分	取組内容	未達成・未着手の理由
1	消防分野のDXの推進	①ICTを活用した出退管理システムの構築に向けた協議を進める。 ②国の動向を注視し、消防分野における各種手続の電子申請化を拡充する。 ③傷病者のマイナンバーカードを専用カードリーダーで読み取り、かかりつけ医療機関や薬剤情報等を早期に把握し、救急業務の迅速化・円滑化を図れるよう国の動向を注視し、速やかに導入できる体制を整える。 ④令和8年度運用開始の消防指令システムの整備を捉え、動画等による緊急通報手段の導入や消防OAシステムの業務処理の効率化を図るため、クラウドの導入を検討する。	消防本部 消防署 (全所属)	A	①市長部局との出退管理システムの構築に向けた協議を継続する。 ②電子申請システムを利用した各種申請等に9手続を追加し、合計23手続に拡充した。 ③令和6年度から全国の67消防本部で開始される実証実験の結果を踏まえ、速やかに導入できる体制整備を継続する。 ④次期消防指令システムの新たな機能について、動画等による緊急通報やAIなどの先進技術、消防業務の効率化を図るシステム等の導入に向け検討し、実施設計に反映した。なお、クラウド化の検討については、類似システムの導入とした。	
2	大規模災害発生時の効果的な初動活動体制	震災時における初動対応計画の構築など、緊急消防援助隊の効率的な受援体制等を整備し、図上訓練等を実施する。 ・発災後の効果的な情報管理と災害対応可能な体制を作る。 ・災害発生状況に応じた活動方針（部隊運用及び安全管理を含む）と、その決定時期及び方針決定のための判断力を養う。	消防本部 消防署 (全所属)	A	「緊急消防援助隊 生駒市消防本部受援計画」を策定した。 震災対応作戦室図上訓練を実施し、効果的な情報管理と災害対応可能な体制の構築及び方針決定のための判断力を養った。	
3	安全・安心のための広報の推進	広報紙、ホームページ、SNS等による広報活動を実施する。また、必要に応じて、市民ボランティア団体等を活用し、幅広い活動を展開する。 ・住宅用火災警報器の設置・取替え促進事業 ・車両による防火広報パトロール等の火災予防対策 ・災害発生時における注意喚起 ・救急車の適正利用や救命講習開催の周知 ・消防長会など消防活動等が発表できる場への参加とその成果のPR ・消防団活動の見える化	消防本部 消防署 (全所属)	A	広報紙、ホームページ、SNSや市民ボランティア団体による広報活動を実施した。 ・住宅用火災警報器設置等促進を6回実施した。 ・消防車によるパトロール等を延べ213日実施した。 ・災害発生時の注意喚起を6回実施した。 ・救急車の適正利用、救命講習を41回実施した。 ・奈良県消防救助技術指導会で優勝し、県代表として全国大会に2種目が出場した。 ・奈良県消防職員意見発表会で最優秀賞を受賞し、県代表として全国消防長会東近畿支部意見発表会に出場した。 ・全国救急隊員シンポジウムに出演し、「特別救急搬送専属隊」の取組みを発表した。 ・ホームページ、SNSにより消防団活動を18回掲載した。	
4	市民や事業所への火災予防意識の浸透及び火災の初期対応力向上の推進	火災件数の減少や火災による死傷者をゼロに近づけるため、火災予防の一層の普及啓発活動を行う。 ①火災予防運動 火災予防運動期間を捉え、街頭防火広報を実施し、広く市民への啓発を行う。 ②危険物安全週間 6月の危険物安全週間を捉え、危険物事業所に対して訓練の実施を促し、自主保安体制を確立する。 ③文化財防火週間 1月の文化財防火週間を捉え、国宝、重要文化財7施設の消防訓練指導を実施し、自衛消防力を強化する。 ④消防フェスタ フェスタを通じて、火災予防への意識を高めるとともに、消防行政への理解と協力体制の構築に繋げる。 ⑤火災の初期対応力 事業所関係者が主体的に消防訓練を実施できるよう消防職員が支援する。	予防課 消防署	A	①秋の火災予防運動ではエンゼル幼稚園幼年消防クラブへの感謝状贈呈式を行い、春の火災予防運動では生駒駅周辺にていこまこども園幼年消防クラブ員による防火パレードを実施した。 ②市民の方が直接危険物と接する給油所18施設のうち9施設に現地指導を行い、9施設には支援を実施した。 ③国宝、重要文化財7施設に対して訓練指導を行い、自衛消防力強化に努めた。 ④消防署庁舎を開放して消防フェスタを開催し、約600名の来場者に火災予防意識の向上を図った。また、他機関との合同フェスタを開催した。 ⑤訓練支援を425件実施し、うち99件には現地指導を実施した。	
5	住宅用火災警報器の自発的な設置及び取替えの促進	①警報器の設置義務化から10年以上経過するため、日常点検（本体及び電池）と古くなった本体の取替え設置を促す。 ②国の示す警報器設置状況調査に基づき、無作為抽出による100世帯を行う。設置率の目標値を85%以上とする。	予防課 消防署	B	①自治会や自主防災会を対象とした「住宅用火災警報器共同購入ガイドライン」を作成した。 ②設置率は81%となった。（前年度より1%上昇）	②警報器の設置促進に向け、SNS等を活用した啓発や職員による取付け支援事業に取組み、前年度から1%の上昇となったものの目標値には至らなかった。なお、目標値は全国の設置率（84.3%）を上回る85%と設定している。
6	一人暮らし高齢者等の防火対策	①一人暮らし高齢者のうち、火災発生時の避難に支障のある人を対象に防火指導を実施する。 ②火災から高齢者の生命、身体、財産を守るため、住宅用火災警報器の取付け支援を実施する。	予防課 消防署	A	①秋・春の火災予防運動期間中、調査対象者1,372人に対し、事前留守・拒否・入院などの未実施対象者を除く932人に訪問による防火調査を実施した。 ②消防職員による取付け支援を27世帯に実施した。	
7	消防法令違反対象物の公表と違反是正の実施	消防用設備等の未設置や機能不能状態等である不特定多数の人が出入りする違反建物の公表を実施する。また、事業所等へ立入検査を行い、火災予防上の不備や危険箇所等の改善、防火管理関係の違反に対する厳正な指導を実施する。 ・防火対象物 313施設 ・危険物施設 107施設	予防課 消防署	A	・違反建物の公表を1件実施した。 ・防火対象物の立入検査計画数313施設に対し、317施設実施した。 ・危険物施設の立入検査計画数107施設に対し、102施設実施した。また、休止の5施設については現地確認を行い、全ての危険物施設を把握している。	

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課	取組状況		
				区分	取組内容	未達成・未着手の理由
8	現場活動能力の向上と関係機関との連携	①現場活動能力を高めるため、消防活動全般に必要な訓練を企画立案し、訓練実施後に評価と検証を実施する。 ②消防水利(消火栓・防火水槽等)を維持管理し、常時使用できるようにする。 ③府県境を越えた隣接消防本部との広域的な連携の強化のため、消防相互応援協定に基づく合同訓練を実施する。 ④指令センター員の聞き取り能力向上と迅速で正確な指令業務を図るため、スキルアップ研修を実施する。	警防課 消防署	A	①現場活動の中心となる小隊長により「訓練実施要領」を策定して訓練を企画し、訓練実施後には評価と検証を行い、活動隊の連携を強化した。 ②火災発生時、常に使用できるように全ての消防水利の調査を実施した。 ③隣接消防本部(奈良市・奈良県広域・大東四條畷・交野市)との火災防ぎょ合同訓練を実施した。また、緊急消防援助隊奈良県大隊後方支援中隊合同訓練、近畿ブロック合同訓練に参加し、能登半島地震に伴う災害派遣では、これまでの合同訓練を活かした活動を実施することができた。 ④心肺停止事案における救命率の向上を図るため、救命講習の機会を捉え、指令センター員が市民に受話器越しに応急手当の口頭指導を行う119シミュレーション訓練を実施した。	
9	車両更新事業・消防資機材の整備	消防活動等に使用する車両・資機材等の充実・強化のため、車両等の更新整備を実施する。 ・指揮車の更新 ・広報車の更新 ・消防ポンプ自動車の更新(消防団車両) ・空気呼吸器用ボンベ(5L)の更新(5本) ・空気呼吸器の更新(4器)	消)総務課 警防課 消防署	A	計画どおり車両、空気呼吸器及び呼吸器用ボンベの更新整備を完了した。	
10	救急業務の高度化の推進	①奈良県メディカルコントロール協議会に基づく救急体制の充実強化を図るために、生涯教育研修や再教育等を行い、高度な救命処置による救命率の向上を図る。また、救急出動時に指導救命士(教育者)が同乗し、救急業務の評価、指導、助言及び改善を行い、救急隊員の業務全般の能力を高める。 ・救急救命士就業前病院実習1名 ・気管挿管認定者養成1名 ・気管挿管認定者再教育3名 ・ビデオ喉頭鏡気管挿管認定者養成2名 ・救急救命士生涯教育29名 ②指導救命士を主体とした救急想定訓練を実施する。 ③新規採用の救急救命士有資格者に対して、救急現場に必要な知識及び技術の習得するため、当本部の救急救命士教育プログラムに基づく研修を実施する。	警防課 消防署	A	①計画どおり病院実習及び認定教育等を修了した。また、救急教育体制の充実を目指し、指導救命士による救急車同乗研修を救急隊延べ13隊に29回実施した。 ②指導救命士を主体とした救急想定シミュレーション訓練を実施した。 ③新規採用された救急救命士有資格者1名に対し、当本部の教育プログラム運用基準に基づく研修を実施した。	
11	消防団の充実強化	①消防団員の資質と能力の向上のために、研修会への参加を促すとともに各種消防活動訓練を実施する。 ・県消防学校消防団員教育等への入校(延べ23名) ・防災訓練など消防署や関係機関との合同訓練の実施 ・各機動分団での自主訓練の実施(月1回以上) ②消防団員の福祉の向上と活動への理解を高めるために、市内の「消防団応援の店」登録事業所を拡充する。 ③自主防災組織を育成し、地域の防災力を強化するために、訓練指導者の役割を担う消防団員を養成する。	消)総務課 消防署	B	①計画に即して消防団員への研修・教育訓練を実施した。 ・県消防学校での消防団員教育訓練に延べ20名が入校した。 ・北分署と機動第4分団による合同消火訓練を実施した。 ・各機動分団による自主訓練を延べ87回実施した。 ②登録事業者数38件(前年度比で4件減) ③自主防災組織の訓練指導を担う消防団員23名を養成した。	①年度当初に計画した県消防学校の各種消防団員教育への入校は、県下39市町村への入校枠の調整の結果、本市消防団への入校枠配分が20名となった。 ②新規登録申請の事業者があったものの廃業等による登録の廃止申請件数が上回った。
12	救急車適正利用の推進	円滑な救急体制を維持するために、市民が応急手当講習を受講し、適切な観察や処置を理解してもらうことにより、救急車を適正に利用する意識を植え付ける。 ・一人でも多くの市民が、救命に必要な観察と応急手当の方法を身に付けるために講習会を開催する。(年間2,820人以上受講) ・心肺停止傷病者に対する市民の自主救護体制を築くため、応急手当の必要性を訴えて救命率を向上させる。 ・救急出動時、明らかに緊急度の低い事案に対して、関係者等に救急車の適正利用を説明する。	警防課 消防署	B	・ホームページに応急手当講習予定表を掲載し、市民が受講しやすい環境を整え、救命講習を実施した。(受講者1,327名) ・市民(バイスタンダー)による応急手当実施率は前年比で5.9%増加した。 ・緊急度の低い救急車の利用は、前年比で0.6%(38人)増加した。 ・救急出動時、緊急度の低い傷病者や関係者に対し、県救急安心センター相談ダイヤルを案内し、適正な利用を促した。	令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更されたものの、人が集まる講習会参加への不安から受講者数が減少した。また、発熱による不安から緊急度の低い救急車の利用が増加したことが要因と考えられる。
13	消防施設の設備等改修事業	①災害拠点施設である消防本部庁舎の機能を維持するために、非常用発電設備の改修工事を行う。 ②消防本部・消防署、救急施設、南分署のトイレ洋式化等の改修工事を行う。 ③消防団機動第2分団・第3分団の拠点施設のトイレ洋式化工事の設計業務を行う。	消)総務課	A	計画どおり消防施設の設備等改修事業を完了した。	
14	奈良市・生駒市消防指令センター消防指令システム更新整備事業	①奈良市・生駒市消防指令センターの安定した指令業務の継続と社会のニーズに対応した更なる市民サービスの向上のため、現行の消防指令システム更新整備(令和6・7年度)を行うための実施設計を行う。 ②両市の相互応援出動について、消防通信指令事務協議会(幹事会)等により検討と協議を行い、より迅速な連携・協力ができる計画を定める。 ・境界線付近等の応援出動体制 ・はしご車の共同整備	警防課	A	①安定した指令業務の継続のため、通信指令システム更新整備に係る設計業務を完了した。 ②消防通信指令事務協議会(幹事会)により連携・協力実施の方向性についての計画をまとめた。更に協議を進め、令和6年度には具体的な「連携・協力実施計画」を定める。	

※各部、取組は15項目程度、最大でも20項目以内で設定してください。

令和5年度 部の主要施策 【議会事務局】

<取組状況>
 A：取組完了又は実施済み
 B：取組を進めているが目標に達していない
 C：着手できていない

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課	取組状況		
				区分	取組内容	未達成・未着手の理由
1	安定した議会運営の支援	年間を通して円滑で適切な議会運営に向け支援を行う。 また、議員に対し、研修会開催をはじめ議員活動を行うにあたっての支援を行う。 令和5年度については、議員の改選が行われるので、特に新人議員に対してはより丁寧な対応をすることで、安定した議会運営を支援する。	議会事務局	A	一般質問や各種委員会調査に係るサポートを行った。5人の新人議員に対しては、特に丁寧に対応した。 また、1月17日（水）に外部講師により、さらに2月14日（水）に内部講師（市職員）により開催された2回の研修会の開催サポートを行った。	
2	議会基本条例に規定されている議会及び議員の活動原則に基づく運営が行われるよう支援	市民の信頼及び負託に応えられる議会の実現に向け制定された、議会基本条例に定められた取組の支援を行う。	議会事務局	A	議員による運営状況の検証を行うに際し、資料作成等を支援した。	
3	情報発信の充実の支援	議会活動に関する情報発信としては、本会議や委員会のインターネットによる生中継・録画記録、議事録検索システム、議会報の発刊（年4回）など、現在も多様な方法で行っており、今後もこれらを継続し、引続き市民ニーズを踏まえた情報発信ができるよう支援する。	議会事務局	A	予定通り情報発信を行えた。	
4	市民懇談会開催の支援	市民に開かれた議会、市民と対話する議会を目指して市民懇談会を開催するが、日時・テーマ等につき広報広聴委員会で取決めるに際し、適切なサポートに努める。	議会事務局	A	令和6年1月27日（土）に、市役所大会議室において開催された市民懇談会開催のサポートを行った。	
5	政治倫理条例及び政務活動費の執行に関する議員の支援	当該条例に規定されている議員の責務や倫理基準、資産報告等に関し、遺漏や過誤の無いように、また、政務活動費の取扱いの主旨に沿った執行が行われるよう支援を行い、報告書作成時のチェック等を行う。	議会事務局	A	提出された報告書等の確認を行うとともに、政治倫理審査会等からの問い合わせ対応を行った。	